

秩父山間集落の存立基盤とその変質

— 両神村薄を事例として —

六本木健志・中嶋 則夫・新井 敦史

I はじめに

秩父郡両神村は西秩父地方の西端に位置し、その中央部には両神山から四阿屋山にわたる山稜が東西に連なって、村内を南北に分断する形となっている。本稿で調査対象とした薄地区は山稜の北側に広がる地域で、そこには両神山中を水源とする薄川が流れ、山腹に立地する集落が河川に沿う形で点在している。また、この地域は秩父古世層から泥岩地帯へ移る漸移帯にある。薄川最上流部の日向大谷・集人・大谷などの集落は標高600m以上の高地に位置し、そこでは山地斜面を利用した畑地が広がり、水田は全く見られない。それに対し下流部には河岸段丘が形成され、平坦地が広がるようになる。この場所においても段丘面や緩斜面における畑地の利用が中心であるが、水田として利用されている耕地も一部見られる。そして、薄川は村内南部を流れる小森川と長又付近において合流する。

当地域にあっては集落が古くから成立し、畑作地帯として中世期には二毛作が行なわれていたと考えられ、山林資源の利用も盛んであった。そのような中で、商品化を目的とした生産活動がかなり早くから浸透していたものと思われる。戦国末期、秩父地方は鉢形に居城を置く北条氏邦の勢力下にあった。その家臣のなかには、このような秩父の山間部に在地基盤を持つ土豪たちが多く存在していた。天正18年(1590)鉢形城の落城後、彼らの多くは在地において農業に従事することになるが、薄地区においても氏邦家臣であったと伝えられる家が現存している。本稿では薄川流域に拠点を置いていた土豪の存在とその在地基盤の具体像を明らかにすることを一つの課題とした。また、戦国末期の在地における秩序は近世村落が成立し

た後も形を変えて残っていったが、そのような秩序が近世期に変動していく様相を、地域特性の形成との関わりにおいて検討してみたい。

当地域では少ない経営耕地の中で多彩な作物を組み合わせさせて栽培し、山地斜面などの不利な条件にある場所をも利用して、さらに農業以外の副業を結合させた多角的な農家経営が展開していた。高度経済成長期以降、当地域においては道路をはじめとした交通網の整備や両神村内や近隣地域への工場の進出などによって恒常的勤務への就業者が急増した。このため、離農化が進み、現在、村内においてはかつての耕地が多く放置され荒地となっているような状況が見られる。

II 戦国期における土豪の在地基盤

1) 北条氏邦家臣猪俣氏の存在とその勢力

戦国期、現秩父郡両神村域に存在していた北条氏邦(鉢形城主)家臣について記載されている文献資料としては、「鉢形北条家臣分限録」(以下、「分限録」と略す)¹⁾がある。その中で、旧薄村域には猪俣肥前、黒沢太郎、同源蔵、茂木内記、山中清八、黒川内膳、猪国右衛門という者たちが居住していたと記されている。旧小森村域には、今井左京、石田民部という者が居住していたと記載されている。

しかし、「分限録」はその記載内容からして、その史料的な信憑性は低いとされている。²⁾ そのように考えると、『秩父日記』³⁾や『新編武蔵風土記稿』(以下、『風土記稿』と略す)⁴⁾にも登場する猪俣氏(戦国末期、多比良に改姓)以外の者については、氏邦家臣であったと断定することは難しい。黒沢氏については、『風土記稿』には黒沢馬之助という人名が記載され、氏邦家臣であろう

とされているが、黒沢氏の居館址は現両神村域には見当たらない。逆に、「分限録」には記載されていないが、出浦氏も氏邦家臣として当地域に存在していたことが、出浦信行家所蔵の北条氏邦印判状・同判物や系図の他、『風土記稿』、『増補秩父風土記』⁵⁾から確認できる。

その他、塩沢には塩沢城と呼ばれる山城跡があるが、この城は戦国末期、長尾景春が太田道灌に攻撃されて拠った城とされている。塩沢の集落付近には稲荷神社があるが、これは景春が祀ったものと言われている。景春が城の南東方向にある大谷の沢から夜討ちをかけられて退いたことから、この辺りを夜討沢と呼ぶようになったという⁶⁾。しかし、これは戦国初期のことであり、北条氏邦の時代に誰がこの城に拠っていたかは不明である。

以下、当地域における北条氏邦家臣として確定視できる猪俣氏、出浦氏について、特に猪俣氏の氏邦家臣としての動向やその勢力について考察し、さらには出浦氏との比較も行なうことにしよう。

戦国末期に猪俣氏として名前の見えるのは、まず文献資料によれば、猪俣肥前(守)、猪俣(多比良)丹波守、猪俣能登守邦憲、猪俣左衛門尉、猪俣右馬介といった者である。その内の猪俣(多比良)丹波守は、『風土記稿』によると、近世末期の薄村上郷名主多比良勘解由(竹ノ平居住)の先祖で、武蔵国虎ヶ岡城主となっている⁷⁾。虎ヶ岡城は秩父郡長瀬町矢那瀬にあった山城で、鉢形城の支城の一つであった。また、『武蔵國郡村誌』⁸⁾によると、猪俣肥前守は多比良丹波と改姓したとなっている。

平岡豊は、「猪股文書」および「猪股能登守等諸処手合覚書」⁹⁾を根拠として、猪俣能登守邦憲が、譜代の後北条氏家臣である富永氏の出身で、天正8年(1580)12月8日以後、同10年(1582)10月25日以前に猪俣に改姓し、同じ頃名前も助盛から邦憲に改めたとしている¹⁰⁾。邦憲は、天正13年(1585)までの段階では氏邦の奉行人や使者として活躍し、氏邦の判物の副状なども発給していたの

であるが、同15年(1587)上野国箕輪城代(城主=氏邦)となって、独自の判物をもって知行宛行など領国経営を行なうようになった¹¹⁾。さらに、天正17年(1589)上野国沼田城代(城主=氏邦)となり、沼田周辺の知行宛行を行なっている。しかし、同年11月上旬に上野国名胡桃城(城主=真田昌幸)を奪取したことが豊臣秀吉による小田原征伐の口実となった¹²⁾。天正18年(1590)の小田原の役に際し、邦憲は沼田城を守っていたが、真田軍の攻撃を受けて沼田城は落城あるいは開城した。

猪俣左衛門尉は氏邦の奉行人であったことが永禄9年(1566)8月29日付法積坊宛て北条氏邦印判状¹³⁾によって知られ、また、猪俣右馬介は、猪俣邦憲の使者として働いたことが年未詳2月4日付神主紀伊守宛猪俣邦憲書状¹⁴⁾によってわかる。

両神村薄には法養寺薬師堂が現存しており、猪俣氏はこの薬師堂とも深い関係を持っていた。薬師堂には十二神将像が安置されているが、これらは天正13年(1585)から翌年2月8日にかけて北条氏邦とその家臣らによって奉納されたものである。その奉納者名は、旦那安房守氏邦(天正13年8月5日、申之神を寄進)の他は、吉田氏(同年8月20日、子之神)、田代氏(同年10月日、丑之神)、旦那猪野豊後守久繁(同14年2月8日、寅之神)、藤田氏(同13年、辰之神)、猪俣氏(同年、巳之神)、日尾城主旦那諏訪部遠江守(同年10月24日、午之神)、猪俣氏(未之神)、旦那寶積坊幸鑑僧都(同年6月7日、酉之神)、旦那本郷越前守(同年10月日、戌之神)、井上遠江守(同年10月日、亥之神)となっている¹⁵⁾。すなわち、12体の内の2体を猪俣氏が奉納しているのである。

さらに、坂戸にも薬師堂があるが、その天正13年5月4日付の棟札には、「武州秩父郡薄谷盤戸村大檀那猪俣丹波守本願円覚」と記載され、また、願主のひとりとして出浦民部の名が記されている¹⁶⁾。法養寺薬師堂の十二神将像の奉納も同年であることから、十二神将像を奉納した猪俣氏も丹波守と想定してよいのではなかろうか。

塩沢にある稲荷神社付近の小屋には薬師如来坐像が安置されている。聞き取り調査によれば、元

は下和田にあったが、第二次大戦後まもなく現在地に移したという。平成2年(1990)の両神村役場の調査(調査者=内藤勝男)においては、その形状からして鎌倉時代の作と判断されている。しかし、この坐像は、薬師堂の十二神将像とサイズが合致する点や、以前坐像が安置されていた下和田が猪俣氏の本拠である竹ノ平(後述)の東に隣接している点、そして猪俣氏と薬師堂との前述のような関係を考慮に入れば、もともとは法養寺薬師堂に安置されていて、それを後に猪俣氏が下和田に移したものと推測される。

法養寺薬師堂は薄川と小森川の合流点付近に存在し、戦国末期、市が立っており、薄川流域、小森川流域から様々な物資が集まって来たと思われる。猪俣氏は、このような性格を持つ薬師堂に十二神将像を奉納し、また、坂戸の薬師堂の大檀那となっている事実から、戦国末期、薄・小森両地域においてかなりの勢力を有していたことがうかがわれる。そして、このような両薬師堂との関係や、前述のような『風土記稿』の記述から、当地域において勢力を有していたのは、猪俣氏の内でも丹波守と考えることができよう。他の猪俣氏と当地域との関係については不明である。

また、法養寺薬師堂付近には殿谷戸(とのがいと)と呼ばれる場所があって、小森川左岸の河岸段丘上に位置し、現在は国民宿舎が建っているが、薬師堂と猪俣氏(特に丹波守。以下同じ)との前述のような関係を鑑みれば、戦国末期、殿谷戸は猪俣氏の勢力圏に入っていたと考えることができよう。その他、聞き取り調査によれば、両神村小森にいる多比良家も戦国期においては猪俣氏の家臣であったということであり、前述のように小森地域にも猪俣氏の勢力が及んでいたことが裏付けられる。

ここで、猪俣氏との比較の意味で、出浦氏について触れておこう。出浦氏は、現在、穴部に居住しており、近世には薄村上郷の名主を代々勤めていた。出浦氏は戦国末期においても穴部を本拠にしていたと考えられる。出浦家が所蔵する戦国期の文書により、氏邦家臣としての存在形態につい

て考察をすすめてみたい。まず、永禄8年(1565)2月24日付出浦左馬助宛て北条氏邦判物、(同年)8月26日付出浦左馬助宛て北条氏邦印判状、及び(永禄9年)8月12日付出浦小四郎宛て南凶書助判物から、左馬助、小四郎(左馬助の息子)がそれぞれ10貫文、8貫文を宛行われていることがわかる。小和田哲男は、氏邦家臣の軍役は平均すれば10貫文にひとりの割合で賦課されていると述べている¹⁷⁾。それによれば、左馬助も小四郎も軍役は自己に課せられるのみということになる。(天正16年<1588>)6月13日付出浦左馬助宛て北条氏邦印判状からは、氏邦によって、左馬助が指物や立物、鎧、手蓋、楯を準備しておくべき歩兵と認識されていたことがわかる。そして、前掲永禄8年2月24日付文書、前掲(永禄9年)8月12日付文書と、(天正18年<1590>)5月8日付出浦式部¹⁸⁾宛て北条氏邦印判状からは、戦時において出浦氏が日尾城(現小鹿野町日尾)で城主諏訪部氏の下に編成されていたことがうかがわれる。つまり、出浦氏は軍役の対象も本人のみであり、戦時には諏訪部氏の下で歩兵として従軍するようなレベルの氏邦家臣であった。

以上のことから、同様に氏邦家臣ではあっても、出浦氏が穴部を中心とした土豪として、氏邦権力の末端部分を形成していたのに対して、猪俣氏は薄・小森両地域においてかなり勢力を有しており、鉢形城の支城(虎ヶ岡城)の城主になったりしていた。そして、猪俣氏の一族は氏邦の奉行人になったり、後北条氏領国の最前線の城の城代になって、氏邦重臣として活躍したのである。

2) 在地における勢力基盤

現在、竹ノ平には猪俣家が存在しており、この家は近世においても同所に居住して、薄村上郷の名主を代々勤めていた。そして、この家は近世末期において戦国期の文書を所蔵していたことが『風土記稿』や『秩父日記』に記載されている。前者には、永禄12年(1569)7月11日付多比良将監宛て北条氏邦感状が転記され、後者には、その他に永禄11年5月9日付猪股平八郎宛て北条氏康感

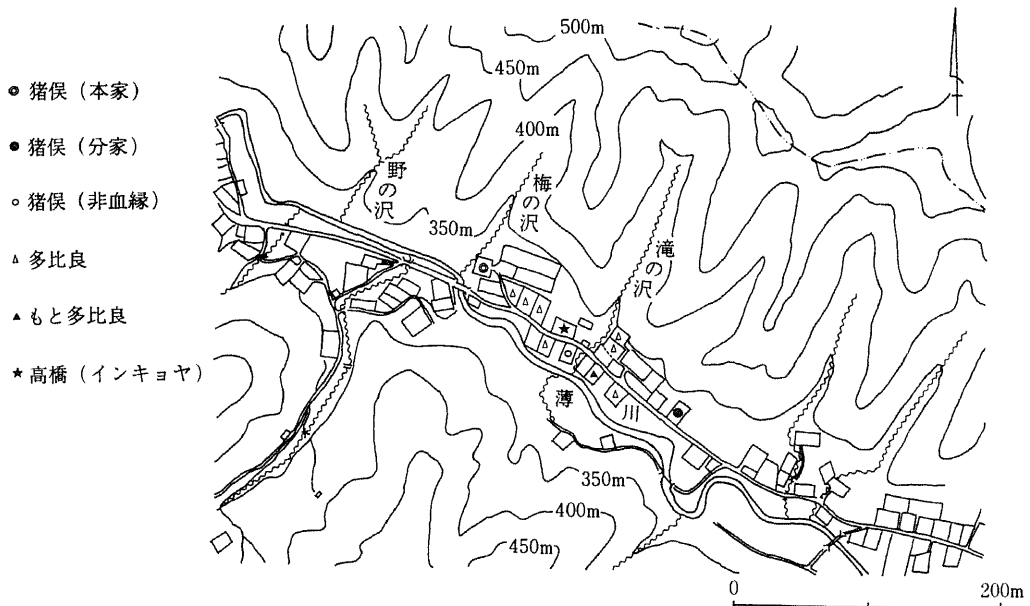
状、建武2年(1335)7月12日付猪股平六郎宛て丹生四郎感状が転記されている。

さらに、前述のような薬師堂との関係などからみた当地域における猪俣氏の勢力も考えあわせれば、猪俣氏は戦国末期においても竹ノ平を本拠地にしてきたとみなすことができよう。小和田哲男は、氏邦家臣について、「在地に基盤をもっていた有力農民＝土豪が氏邦の家臣となり、鉢形開城後は、自己の在所であり所領でもあった村落に帰った」と考えており¹⁹⁾、猪俣氏についてはこの説をあてはめることができる。以下、いくつかの点から猪俣氏の在地基盤について述べる。

まず最初に、竹ノ平の概要を第1図に示す。竹ノ平は、薄川流域で南北を山林に囲まれた谷間の集落であり、現在、家屋は二十数軒ある。猪俣家(本家)は、集落の西端の小高い場所に建っており、他のほとんどの家も薄川以北に建っている。猪俣家は戦国末期においても現在の場所に屋敷を構えていたものと思われる。聞き取り調査によると、明治期以前には、猪俣家は二十数間もの間口を持つ大きな屋敷であって、猪俣家には常時5、6人

は作男が働きに来ており、猪俣氏所有の畑を耕したり、山林を伐ったりしていたという。作男は竹ノ平だけでなく、かなり遠方からも来ており、なかには猪俣家に住み込みの者もいたという。

竹ノ平には、現在7軒多比良姓が存在しているが、聞き取り調査によると、全て戦国末期においては猪俣氏の家臣であったという。他にも1軒、数代前までは多比良姓で、やはり戦国末期に猪俣氏の家臣であったといわれている家がある。竹ノ平において他姓を名乗る家は近世以降、明治から大正期にかけて他所から移って来た家であるという。多比良家は、竹ノ平以外では今神や殿口、そして前述のように小森地域にも分布しており、皆かつては猪俣氏の家臣であったと言われている。多比良家は、竹ノ平でもその他の地区でも相互に本・分家関係は存在していない。聞き取り調査によると、戦国末期、猪俣氏が上野国箕輪城での戦功によって後北条氏から多比良姓をあたえられた際²⁰⁾、猪俣氏の家臣も多比良と改姓し、そのまま現在につながっているという。猪俣氏は後に多比良姓から再び姓を戻した。なお、昭和初期頃ま



第1図 竹ノ平地区の概観
(「住宅地図」より作成 竹江信之作図)

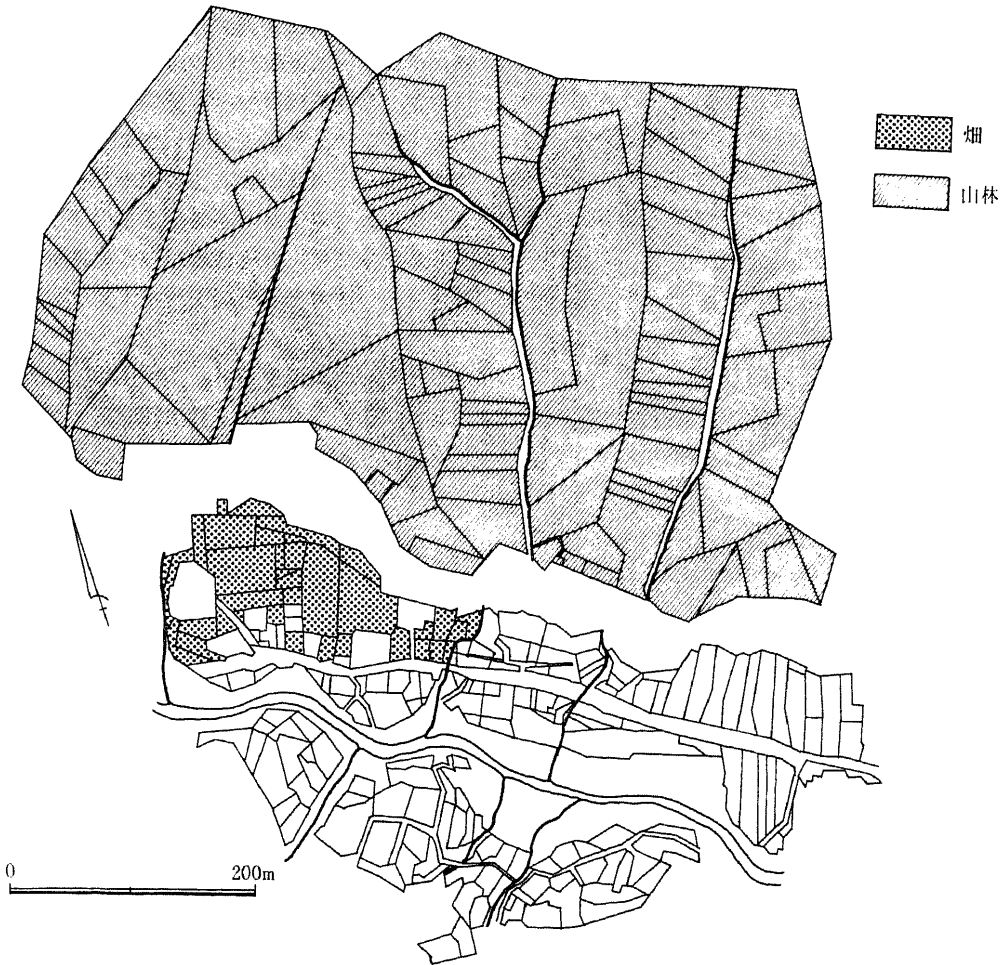
では、竹ノ平の多比良家の人々は猪俣家の屋根の修理などに労働提供することもあったという。

猪俣家²¹⁾の分家は、竹ノ平と常木に1軒ずつ存在するのみである。2軒とも分家として出た時期は不明である。また、聞き取り調査によれば、近世においては、猪俣氏の権威によって他家に猪俣姓を与えることもあったということである。そのような家は竹ノ平に1軒、日陰に3軒(元は黒沢姓)、加明地に1軒あったという。

明治期以前の猪俣氏の竹ノ平内における土地所有について第2図に示した。耕地については、梅の沢以東滝の沢までを所有し、山林については、野の沢以東竹ノ平全体、そして下和田の山林も部

分的に所有していたのであった。所有する山林は、その他沼里にも数町歩あった。滝の沢以東の山林は、竹ノ平内に分家を出したときに分地したと言われている。猪俣氏の所有地が道の北側に集中しているのは、南向きの斜面で、竹ノ平の内では比較的農業に適しているからであろう。事実、竹ノ平には現在水田は皆無であり、耕地は畑のみであるが、聞き取り調査によれば、第二次世界大戦以前においても、道の北側の畑では、大麦が多くつくられていたという(第3図参照)。以上のような猪俣氏の土地所有傾向は、戦国期にもある程度はあてはめることができよう。

秩父郡においては、「近世になっても耕地が乏

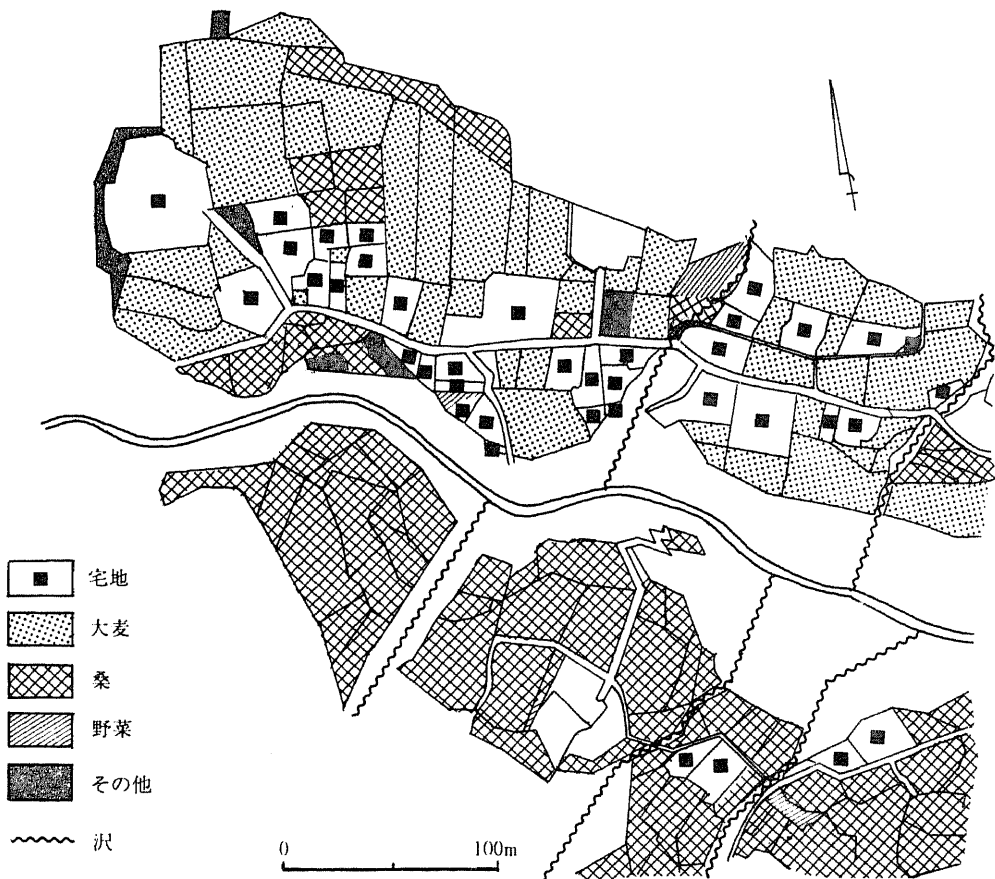


第2図 竹ノ平地区における猪俣家の土地所有(明治期以前)

しく、米の生産力の低い土地であったことから、戦国期にも米・麦などの穀物類の生産はままならず、綿をはじめとする雑公事の占める割合が大きかったと考えられ²²⁾ている。戦国期、秩父郡では綿や漆、炭、鉛砂などが雑公事として課されていたことが、数点の氏邦印判状から知ることができる²³⁾。薄地区においても、近世前期には漆がかなりつくられていたことが、「有漆并枯株御案内帳」²⁴⁾によってわかるが、このような傾向は戦国末期にもあてはめることができよう。また、聞き取り調査によれば、第二次世界大戦期までは竹ノ平の大部分の家では炭焼きを行っていたということでもあるので、戦国期、猪俣氏は竹ノ平やその周辺に所有していた山林からの炭や漆など

の物資をその経済的な基盤としていたものと思われる。

寺院に関しては、竹ノ平には以前月窓寺と常光寺の2寺が存在していた。月窓寺は西輝山と号す臨済宗の寺院であって、檀家は竹ノ平に3軒、日陰にも数軒あった。常光寺は竹平山と号すやはり臨済宗の寺院で、戦国末期に猪俣氏が創建したと言われている。常光寺の檀家は、竹ノ平の大部分の家と、その他浦島、今神、加明地、下和田、常木、柏沢にも分布していた。月窓寺の南側と常光寺の北側には墓地があるが、後者(急斜面上に位置)の下側には猪俣家や多比良家といった竹ノ平に古くから居住していた家の墓地がまとまっている。なお、月窓寺、常光寺ともに秩父市田村にあ



第3図 竹ノ平地区の土地利用（第二次世界大戦前）
（聞き取り調査により作成 寺島康子作図）

る円福寺の末寺であったが、昭和25年(1950)、大平に宝円寺として他の5末寺とともに合併され、現在は竹ノ平のほとんどの家は宝円寺の檀家となっている。

神社としては、諏訪神社がある。これは戦国末期に猪俣氏が氏神として祀ったものと言われているが、明治期以降、竹ノ平全体の氏神となった。なお、諏訪神社では毎年10月1日に獅子舞がある。

以上、猪俣氏の在地基盤について述べたが、まとめると、猪俣氏は戦国期において竹ノ平を本拠地として、竹ノ平とそれ以外の地区にも分布している多比良氏を家臣に持ち、常時作男を有しており、分家は少ないが、近世、他家に猪俣姓を付与することもあった。耕地と山林については、竹ノ平のなかでは条件の良い場所大部分を所有し、その他の地区にも所有地(山林)があり、それら山林からの炭や漆などの物資を経済的基盤としていたと考えられる。また、寺社も建立しており、常光寺の檀家が竹ノ平のほとんどの家とその他の地区にも存在していることから、常光寺を通じて、猪俣氏の権威あるいは権力が竹ノ平とその周辺の民衆によって支えられていたと考えることができよう。

猪俣氏は、以上のような在地基盤を竹ノ平とその周辺地域に集中的に有しており、両神村域での勢力や戦国期における氏邦家臣としての活躍もその上に成り立っていたのである。

Ⅲ 近世村域の確定と村内秩序の変動

1) 近世初頭における村域の確定

a. 村切りをめぐる問題

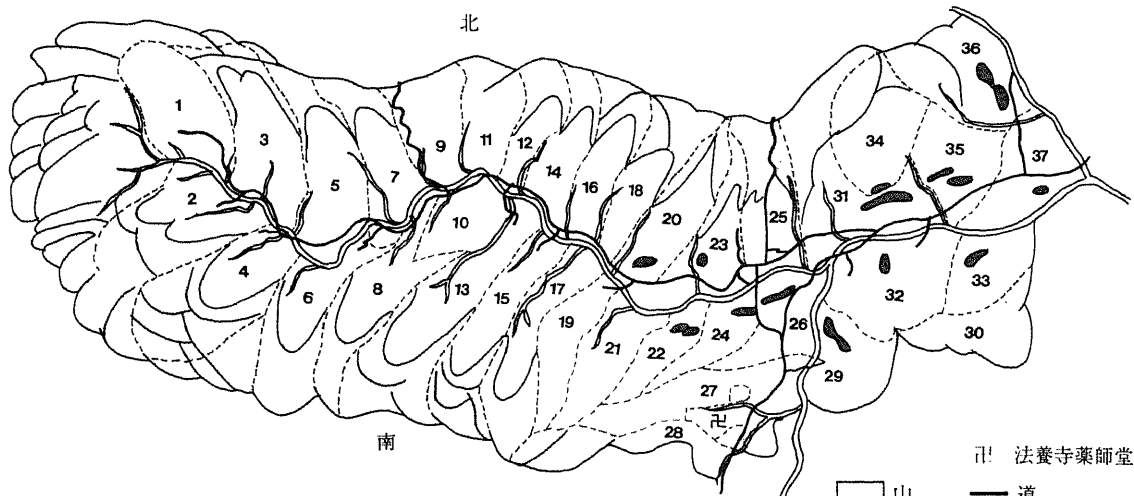
現在の両神村域は江戸時代において、薄村・小森村・白井差村に三分されていた。その支配に関して、小森村は明和2年(1765)以降、旗本松平因幡守領となる。薄村は天明4年(1784)から同7年(1787)までの3年間だけ下総関宿藩久世大和守領となるが、その期間を除いては天領であった。一方、小森川源流の白井差村については、元禄11年(1698)に中津川村より分かれて一村をなし、その

支配は江戸時代を通じて天領であった。以下、本節においては、薄村を中心に村内・村外において、近世的な領域がどのように形成されていったかについて触れてみたい。

『新編武蔵風土記稿』にも「いつの頃から上中下の三郷に分てり、又南の辺に薬師堂組とて一区を分ち、すべて一村を四分し、一区ごとに里正を置く」とあるように、近世期に薄村のなかは、上郷・中郷・下郷・薬師堂組という四つの組に分かれ、それぞれに名主・組頭・百姓代の村役人が置かれていた。そして、実際にはこの組が村落共同体としての単位であったとみられる。その四組の範囲を示すと、第4図のように薄川の上流から上中下郷と分かれ、法養寺薬師堂(以下、薬師堂と略す)の周辺が薬師堂組となっている。第1表は近世後期における四つの組の概要を示したものであるが、ひとつの村であっても耕地の様子が組々によってかなり異なっていることがうかがえる。このような大きさも全く異なる組というものがどのように形成されたかということは、近世の村切りの問題と同様に、そのはっきりとした過程は不明である。

ところで、薄村と小森村の村境問題に関連することとして、小森村側の史料によると、慶安5年(1652)の検地の行なわれる時点では、小森川流域のうち大谷は中薄村と、煤川・市場は上薄村と尾根を越えて組み合っていたとされている。そして、中薄村・上薄村²⁵⁾の名主が小森側にそれぞれ兼帯していたことがわかっている。そのことに関する史料を以下に示しておく。

一、当村の儀先年慶安五年辰七月伊奈半十郎様御検地、其の節当村の儀は、大谷村・煤川村と申し、右大谷村の儀は同郡中薄村と組み合い、作左衛門名主に相頼み申し候。すす川村の儀は上薄村と組み合い八郎右衛門名主に相頼み、御公用相勤め候処、小森村相隣て薄村と組み合い候義、村方百姓不勝手に付き、右薄村両名主方引き離し、其れ以後相談を以て御願ひ申し上げ候処、大谷村・すす川村小森村に入れ、新小森村御名附け下し置かれ(後略)²⁶⁾



- 上郷 1小倉 2大谷 3出原 4藤差 5日向 6日陰 7沼里
 8串脇 9神明寺 10今神 11西竹ノ平 12竹ノ平 13浦島 14常木
 15塩沢 16袖木 17上郷柏沢 18牛房
- 中郷 19西柏沢 20大平 21柏沢 23穴部 24須川 25坂戸
- 下郷 22下郷須川 31大塩野 32上大胡桃 33下大胡桃 34腰 35上原
 36黒海戸 37小沢口
- 薬師堂 26長又 27並木 28上宿 29大平戸 30峯越

- 山
 □ 畑
 ■ 水田
- 道
 == 川・沢
 ---- 字境
- 法養寺薬師堂

第4図 文久2年薄村絵図にみられる地字名
 (出浦家文書より作成)

第1表 近世後期における薄村四組の概要

	上郷	中郷	下郷	薬師堂組
高	92貫886文 (464石4斗3升)	41貫29文4分 (205石1斗4升7合)	61貫48文 (305石2斗4升)	28貫387文 (141石9斗3升5合)
反	上田 8畝14歩 中田 9畝21歩 下田 2反 13歩 上々畑 1町7反9畝9歩 上畑 11町1反5畝23歩 中畑 15町8反8畝27歩	上田 7反8畝17歩 中田 1町 6畝24歩 下田 4反7畝20歩 上々畑 1町7反2畝6歩 上畑 5町9反9畝24歩 中畑 13町2反4畝8歩	上田 3町8反9畝20歩 中田 4町4反7畝10歩 下田 3町 6歩 上々畑 1町1反 18歩 上畑 11町2反8畝14歩 中畑 15町2反1畝1歩	上田 8反4畝4歩 中田 1町 6畝19歩 下田 6反 23歩 上々畑 1町7反1畝20歩 上畑 6町6反8畝21歩 中畑 6町6反2畝4歩
別	下畑 32町4反6畝22歩 下々畑 232町2反2畝18歩 上木畑 2町6反5畝22歩 屋敷 5町2反7畝15歩	下畑 13町6反6畝11歩 下々畑 36町2反3畝28歩 上木畑 屋敷 1町5反4畝21歩	下畑 26町9反 1歩 下々畑 14町5反8畝24歩 上木畑 2反 17歩 屋敷 2町4反2畝20歩	下畑 9町6反1畝14歩 下々畑 9町1反 23歩 上木畑 屋敷 1町6反3畝3歩
家数	291軒	95軒	169軒	63軒
人口	1266人	366人	754人	384人
名主	猪俣家	出浦家	加藤・逸見・黒田家の年番	茂木家

(出浦家文書「宝暦十年定免御年貢小物成四組仕分帳」, 家数・人数は寛政12年のもの)

また、この史料から、検地の後に大谷・煤川からの願い出によって、両地域を含めた小森川中流地域が新小森村として、薄村から独立したことがわかる。さらに、『新編武蔵風土記稿』においては検地の実施された慶安5年の翌年、承応2年(1653)に新小森村が薄村より分村したことが記されている。以上のことから、慶安検地と前後して村の領域というものがある方向へむかい、またそれは、村の側からの願い出によるものであったことがわかる。

ところで、中薄村と大谷、上薄村と煤川・市場というように薄川沿いの村と小森川沿いの村が尾根を越えて組み合っていたという状況から、もともとは薄川・小森川の両水系沿いに広がる地域が一体となって、ひとつの地域的なまとまりを形成していたことが考えられる(おそらく、本来はこの地域全体が薄と呼ばれていたと思われる)。

そうであったとすると、薬師堂周辺の地域は重要な意味を持っていると思われる。そこには殿谷戸と言われる地字があり(第5図参照)、この場所は中世の館址で薄川の谷と小森川の谷の両方が望めるところに立地し、東側は30mほどの段丘崖となって小森川に接している。また、薬師堂付近には戦国期においてすでに市が存在していたことが確認できる。そして、近世初頭における小鹿野の町立てに伴い、その市が小鹿野へ移されたとされている²⁷⁾。この薬師堂の市では、当地方で作られる産物が中心的に取引されていたであろうが、中津川において鉦山開発に携わった幸鳴家が法養寺を壇那寺としていることから、鉦山にかかわる物資もこの市で扱われていた可能性がある。さらに、薬師堂の南側には「上宿」という地字があり、かつて宿が存在していたであろうことが考えられる(聞き取りによると「下宿」と言われる場所もあったということだが、現在のところ確認はできない)。第5図に薬師堂付近の地引絵図(明治9年)を示したが、その地割りから、かつての法養寺および薬師堂の敷地範囲を推定することができる。また、その法養寺の敷地と道を挟んだ東向いに宿間屋が存在していたのではないかとと思われる²⁸⁾。

このように、小鹿野において町が成立する以前には、薬師堂付近(第5図の字「並木」「上宿」のあたり)が、薄と小森を合わせた地域的まとまりのなかで、町として機能していたのであろう。さらに、そこには町衆が存在していたようであり、中世期に“薬師堂町”が形成されていたことが裏付けられる。そして、そのすぐ東に位置する「殿谷戸」に拠点を置いていた者が、この町を含めて薄と小森の両方の谷を合わせた地域を掌握していたと考えられる。

前章で触れたように、戦国末期、この「殿谷戸」に拠点を置いていたのは、猪俣氏が有力であり、同氏は当地域において最も大きな勢力を有していた。その後、猪俣氏は「竹ノ平」において農業に従事することになり、当地域が近世初頭に薄村と小森村に村切りされるにあたって、薬師堂付近は第5図に見られるように、「殿谷戸」は小森村に、薬師堂町側の部分は薄村にという形で二分されたと考えられる。

b. 検地帳から見た薬師堂町の姿容

中郷の名主役を勤めた出浦家には慶長3年(1598)の「武州秩父郡薄内中郷地詰帳」(以下、慶長「地詰帳」と略す)と慶安5年(1652)の「武州秩父郡薄中郷内刈込村御検地水帳」(以下、慶安「検地水帳」と略す)が残されている²⁹⁾。史料Aは慶長「地詰帳」から、史料Bは慶安「検地水帳」から出浦家の名請地のうち一筆を、それぞれ抜粋したものである。一見して、両検地帳の間には記載形式において大きな違いのあることがわかる。

[史料A]

さ八人

畠 貳拾文 貳拾文 小四郎

[史料B]

沢辺

貳拾壱間 中畑七畝廿壱歩 市郎左衛門
拾壱間 此永六拾壱文

[史料C]

午ノ歳小鹿野村御年貢請取事

(中略)
外浮役臨時物

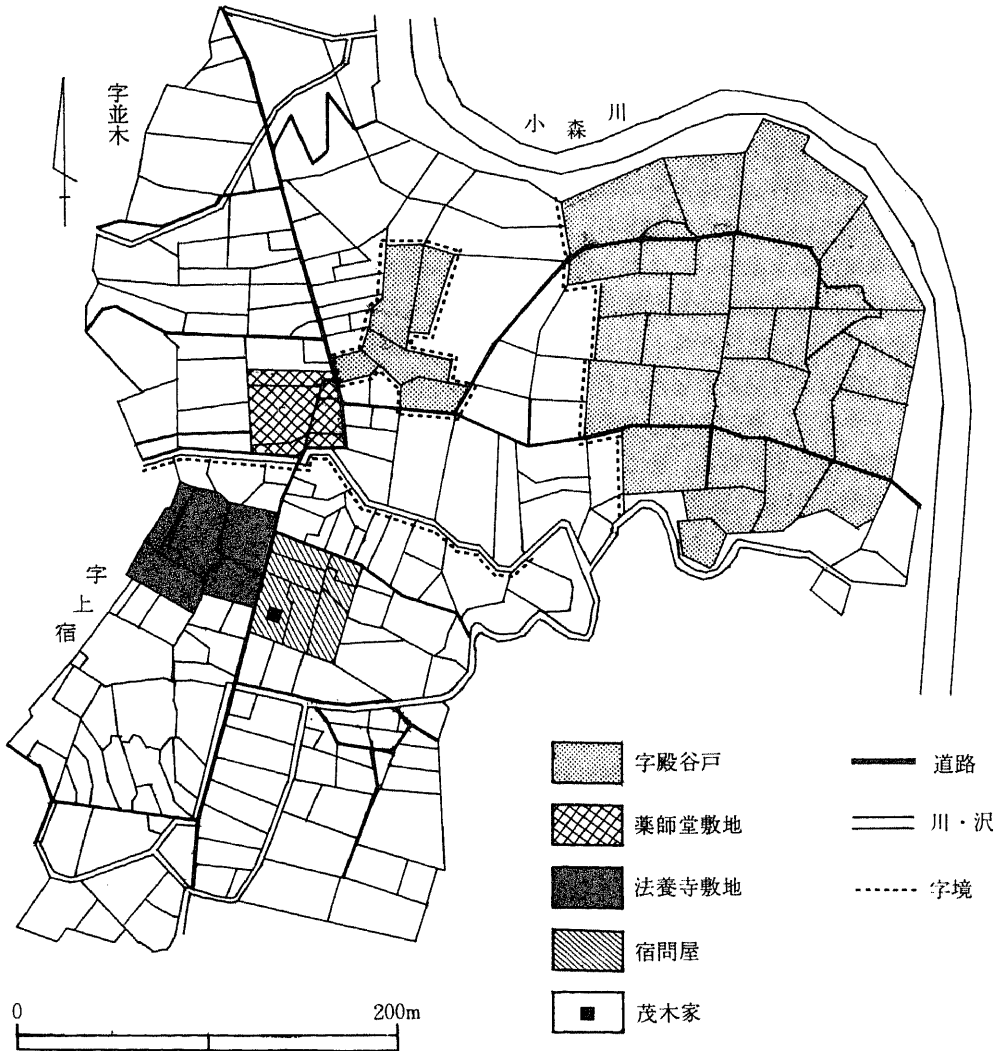
一、永四拾三文 絹の割
一、永五百六拾三文 紙の割
一、永壹貫四百五拾三文 綿のわり
一、永壹貫五百九文 役綿ノ本

一、永九百三拾六文 右之割
一、永壹貫三百五拾文 紙舟役本
一、永貳百七拾文 右之わり

合六貫百貳拾四文

(後略)

慶長の「地詰帳」は指出しによるものであり、



第5図 薬師堂周辺の地割図
(明治9年 地引絵図より作成)

- 注1) 薬師堂および法養寺の敷地は、現在堂が残っている場所周辺の地割から敷地範囲を想定した。
- 2) 宿問屋の存在地は立地条件および道路沿いにおける地割から判断して比定を行なった。
- 3) 並木、上宿は薄村、殿谷戸は小森村に属していた。

そこには反別は一切記載されておらず、指出しによる永高とそれに対する打出しが示されているだけである。地目は「田」・「畠」・「屋敷」のみで等級はない。ほかに、地字名と名請人が記されているのみで、記載内容は比較的簡略である。この永高(貫高)の記載によってのみ土地が把握されることには、どのような意味があるのだろうか。史料Cとして寛永19年(1642)の小鹿野村(現小鹿野町)における年貢請取状を一部分引用した。ここでは絹・綿・紙についての諸役が生産額には連動せず「浮役臨時物」として課せられていることがわかる。このような事と考え合わせると、秩父地方における近世初頭の慶長検地は、中世的な課税方法の名残を強く反映したものであったといえよう。

一方、慶安「検地水帳」では、田畑について「上・中・下・下々」の等級が記されている。また、同じ永高(貫高)による表示は見られるが、そこには一筆ごとの反別が明示されており、江戸時代に一般的に見られる反取の形式が取り入れられていることがわかる。したがって、慶安検地の段階では近世的な方式が加味されていったと考えられる。

ところで、先に薬師堂町の存在について触れたが、この町としての機能は、近世初頭の小鹿野の町立てにより急速に失われていったものと思われる。そのひとつの要因は、薬師堂の市が小鹿野の町へ移されたことにあるが、それを行なったのが岩田氏(忠兵衛)である。同氏は薬師堂の市に関する権限を握り、市を主催するような立場にあった。慶長「地詰帳」には忠兵衛の名請地として合わせて永高1貫646文が確認でき(第2表参照)、また、それらの名請地は「地詰帳」に記されている前後の地名から判断して、薬師堂付近における耕地であると思われる。これらの事から、岩田氏は薬師堂付近に基盤を持つ有力な土豪的商人であったと考えられる³⁰⁾。

慶長「地詰帳」は欠落部分があるので断定はできないが、そこには忠兵衛の屋敷地が名請けされている形跡がみられない。さらに、当地域における有力者でありながら「地詰帳」の案内人に名を

第2表 慶長「地詰帳」に見られる忠兵衛の名請地

地目	小字名	指出(文)	打出(文)
畠	さわはた	70	40
畠	さわはた	30	不作(-30)
畠	さわはた	140	0
畠	くぼはた	325	80
畠	たのはた	24	6
畠	はしつめ	20	8
田	はしつめ	843	9
合計		1452	194

(出浦家文書より作成)

連ねていない事をも考え合わせると、岩田氏(忠兵衛)は、すでにこの慶長検地の時点において薬師堂付近には居住しておらず、小鹿野へ移り住んだ後であったと思われる。

ところで、慶安検地の段階で薬師堂組の名主となっているのは、茂木氏(作左衛門)である。同氏はすでに慶長「地詰帳」において永高2貫583文(田845文・畠1貫678文・屋敷60文)を名請している。その中において、字「殿谷戸」の部分はすべて茂木氏の畠地として名請されていることがわかる。また、明治期の土地台帳によると、先に第5図において、かつて宿問屋が存在したであろうと比定した場所に、茂木家の屋敷地があったことが確認できる。おそらく慶長検地の時点には、茂木氏はすでにこの場所に居住していたものと思われる。しかしながら、茂木氏がそこで宿問屋を営んでいた形跡はなく、また、岩田氏のように薬師堂の市と関係を持っていたことも認められない。むしろ、かつてこの場所で宿問屋を営んでいたのは、当地域において有力な土豪的商人であった岩田氏と考えるのが妥当であろう。そして、同氏が小鹿野へ移っていった後に、薬師堂付近で村殿的存在であった茂木氏がその場所に入って居住し、同時に「殿谷戸」の部分をも占有することになったと推察することができよう。

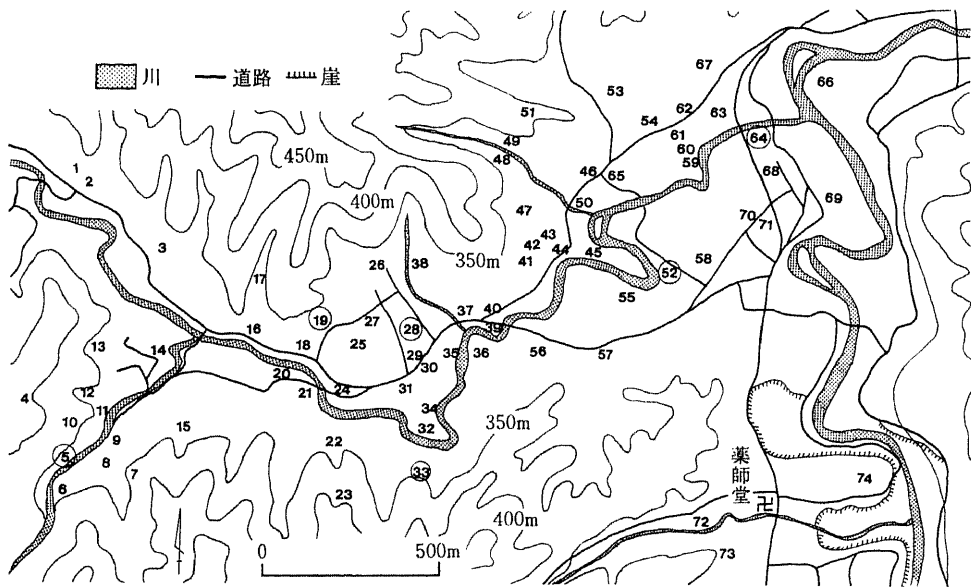
当地域における有力な土豪的商人であった岩田氏が小鹿野に移り住み町立てに加わったこと、さらに、それに伴う市の移動が直接的な原因となって薬師堂町はその基盤を失い、急速に衰えていっ

たと思われる。

次に、二つの検地帳上に見られる地名を手がかりにして、当地域において近世的な領域が確定していく様相について考察をすすめることにしよう。慶長「地詰帳」には133ヵ所、慶安「検地水帳」には119ヵ所の地名がみられるが、このうち二つの帳面に共通してみられる地名は、わずか14ヵ所のみである。また、慶長「地詰帳」上にみられる地名は、現在、その場所を比定できないものが非常に多い(133ヵ所の内、場所が判明したのは21ヵ所であった)。

その検地帳地名の分布を示したものが第6図で

ある。慶安「検地水帳」に見られる地名の分布は、先に示した文久絵図(第4図)における中郷の範囲と一致する。ところが、慶長「地詰帳」上の地名は“寺沢”“かつみさわ”など薬師堂付近や小森村の地字である“とのがいと”にまで及んでいることがわかる。つまり、慶長期には、薬師堂周辺や殿谷戸のあたりまでを含めて中郷というひとつの地域ととらえ、検地が行なわれている。したがって、この時点では、まず第一に、薄村と古小森村の村境は、まだはっきりと確定していなかったと考えられる。第二に、薬師堂付近はひとつの組(薬師堂組)として完全に独立しておらず、中郷の一



慶安「検地帳」上にみられる地名

- 1 袖の木岩 2 わちば 3 しなしほ 4 城山 6 きわだ沢 7 栗山 8 かしわ沢谷 9 うるし平
10 水の木沢 11 かぞくぼ 12 わっ平 13 山きわ 14 かしわ沢 15 林の沢 16 不動坂 17 滝の沢 18 ふたせ
20 かじかいと 21 鬼道 22 市ヶ沢 23 市ヶ沢おね 24 しゃし岩 25 大平 26 ついじぞえ 27 田端
29 力石道下 30 道ぞえ 31 やまはら 32 おおとがり 34 川ばた 35 川添 36 いちとり 37 下桜沢
38 まくば 39 馬坂 40 道合 41 屋敷添え 42 中かいと 43 前畑 44 前島 45 三角 46 屋敷前
47 らんとうば 48 東沢 49 あへの沢 50 沢辺 51 高月 53 きた 54 坂戸 55 観音堂 56 須川 57 下須川
58 やた原 59 小崎川はた 60 はけの木 61 おさき 62 地藏堂 63 これう沢

慶長「地詰帳」にみられる地名

- 65 坂口 66 なっち 67 下原 68 森下 69 林きわ 70 原 71 田のはた 72 寺さわ 73 かつみ沢 74 とのがいと

両検地帳に共通してみられる地名

- ⑤ 山の神 ⑱ 田のしり ㉔ 力石 ㉓ 花の木 ㉕ 順礼海道 ㉖ びじょうが平

第6図 検地帳上にみられる小字地名の分布

部であったことがわかる。そして、後の慶安検地の時点では、この地域は薬師堂組としての名主が存在し、中郷とは別に検地が実施されて五冊の検地帳が作成されたことが確認できる³¹⁾。このことから、二つの検地の間に、薬師堂周辺はひとつの組として独立したと思われる。そして、秩父地方においては、江戸時代を通じてこの組というのがひとつの村落共同体として機能しているのである。

以上、検地帳を手がかりにして近世初頭における薬師堂周辺地域の様相について若干の問題点を述べた。

2) 近世中後期における村内秩序の変動

a. 村内における在来秩序の変化

薄村においては、四つの組それぞれに名主・組頭・百姓代の村役人が置かれていた。名主役については、上郷－猪俣家、中郷－出浦家、薬師堂組－茂木家、下郷－加藤・黒田・逸見家の年番、というような特定の家が江戸時代を通じて勤めていた。

なかでも、竹ノ平の猪俣家は上郷の名主を勤めるとともに薄村四組全体の名主惣代でもあった。そのため猪俣家は他の組々の名主とは異なった役割を担っていたが、それは主なものとして次の三つに大きく分けることができる。

①年貢・小物成・村人用・夫銭・高掛物等の薄村一村として懸ってくる年貢諸役を、四つの組々へ割り分けること。

②郡方役所などからの布達・廻状類を村内の組々へ伝達すること。

③郡方役人の通行・廻村の折に、止宿等の世話をすること。

以上から、猪俣家は、他の組々の名主の上に立ち割元・触頭として大庄屋的な性格を持っていたといえよう。また、聞き取りからも、同家は名主役を勤めたものの中でも最も“格”の高い家であったと言われている。このような村内における猪俣家の地位というもの、前章で述べたような江戸時代以前における当地域の状況と深くかかわるも

のと思われる。つまり、戦国末期、薄川の谷に本拠を構える北条氏邦家臣の中において、猪俣氏はその重臣として大きな勢力を有していたことが、その後、近世期に同家をして名主惣代に就かせるような要因になっていたと考えられよう。

しかしながら、享和期(1801～1804年)をむかえると、猪俣家が四組の名主惣代として村落秩序の筆頭に位置し、村の取りまとめを行ってきた状況に変化がみられる。具体的な動きとしては、まず初めに上郷名主(薄村名主惣代)将監³²⁾の郡中取締役就任に対する小前百姓たちの反対運動となって現われてくる。

享和元年(1801)正月、代官榎原小兵衛は郡中取締役を宮前東市(金崎村)・嶋田六左衛門(本野上村)・将監(薄村名主)・藤兵衛(南村名主)・久兵衛(古大瀧村名主)の5人に任命した。この取締役は村々における風儀の乱れを正すことを目的として設置されたものであり、薄村名主惣代の将監は薄村・上小鹿野村・伊豆沢村・藤倉村・三山村・河原沢村・上吉田村・白井差村の8ヵ村に関しての取締役を申し渡された。

これに対し、同年3月に薄村・上小鹿野村・伊豆沢村から榎原小兵衛代官所に対して郡中取締役に関しての訴訟が起こされている。薄村の訴状からその内容を見ると、「然ル処先達而右川安右衛門様・飯塚忠左衛門様御廻村之御村方取締之儀被仰付候、以後小前一同相愼是迄何而も取締宜敷有之候処、猶又御趣意之旨中郷万事心付、百姓風俗ハ勿論躰実ニ相納候様□□何卒以御慈悲取締之儀一村限リ村役人共正被為仰付被下置候ハ、小前一統難有仕合奉存候、以上」³³⁾とある。

つまり、薄村名主(惣代)将監1人を薄村ほか7ヵ村の取締役とするのではなく、あくまで一村の範囲内において、村内組々における複数の村役人たちの合同によって取締を行なわせてほしいと小前一同が訴え出ているのである。これは裏を返せば、名主惣代の将監が1人単独で村方の取締役に就任することに対して、薄村の小前百姓たちが拒否する姿勢を示したと見ることができよう。

ところで、この訴訟を起こすにあたって、薄村

中郷の百姓たちは組内で議定を取り決めている。そこでは、「然ル処村役人中方江取締之義、何卒以御慈悲被仰付候様、村役人・惣百姓代奉願上候、是又御呼出有之候節者村中小前・村役人中一同致出錢段、願筋永引候共々様ニ相定置候上者出錢違背候者も無御座候、依之小前銘々印形口書調置候」³⁴⁾とあるように、裁判がいかに長びこうとも、それにかかる費用を村中小前一同が出し合うことが取り決められている。このような部分からも、名主惣代将監の取締役就任に反対する百姓たちの強い姿勢を見て取ることができよう。

第二のできごとは、翌年の享和2年(1802)正月に薄村内において、上郷名主将監と中郷・下郷・薬師堂組の間に起こった争論に見ることができ。そこでは、中郷・下郷・薬師堂組の村役人と小前百姓たちが、上郷名主の将監としてではなく、割元・触頭的な性格を持つ名主惣代将監に対して反発を示していることがうかがえるのである。争論の裁決にあたって両者の間に取りかわされた内済証文から、その内容をまとめてみよう。³⁵⁾

先に猪俣家の名主惣代として三つの役割をあげたが、争論の中では、その三つすべてにわたって問題とされている。特に、その中でも一番大きな争点となっているのは、名主惣代の役割①として先述した、年貢を始めとする諸役の四組への割り分けに関する問題である³⁶⁾。このことに対し、中郷・下郷・薬師堂組の百姓たちは、まず、村入用・夫銭・高掛物の割り分けに関して、次のように訴えている。「上郷名主将監儀者役儀之權威ヲ振、至而我俣ものニ而一村一躰之夫銭村入用其外高掛物等割合之節度、三組江者一向相談、勿論不為立会、将監壹人ニ割附いたし諸貫キ高掛物差出候而度、将監方々請取書一切差出不申候間、」と名主将監を非難していることがわかる。また他の部分では、年貢・小物成に関しても、その割付目録を将監が1人で所持し、単独で組々に割り分けを行なうことに対し不満を申し立てているのである³⁷⁾。

中郷・下郷・薬師堂組の百姓たちが名主惣代将監に対し「役儀之權威ヲ振、至而我俣もの」であ

るとの反感を覚えたのは、将監が年貢諸役の組々への割り振りにあたって、それを恣意的に行なったり、不正を働いたりしたからではなかろう。それは将監1人が中心となって、「諸納物取立之儀者、毎年御触以前致勘定、其後御触書致拝見候儀ニ付、御相場高下ニ随割増割不足有之勘定不同ニ付、翌年ニ至リ致差引候」という方法で、村内組々への年貢諸役の勘定・割り振りを行なっていた不明朗さのなかに問題があったのだらうと思われる。いずれにせよ、中郷・下郷・薬師堂組の百姓たちが、割元・触頭としての名主惣代将監を筆頭とした村落秩序に対し不満を抱いていたことは確かである。

そしてさらに、この三つの組の百姓からは年貢諸役の割付けに関して、次のような要求がなされるのである。

一、御割付御目録御引替定免御切替之儀ニ高掛物村入用夫銭割四組ニ而年番ニ御用相勤候様仕度奉存候、右様仕候得者、割附目録等四組江無甲乙格番ニ御引替之節、所持罷在候得者、御年貢並ニ高掛りもの等納止相知至極明白ニ而宜敷御座候、且又前条奉申上候村入用帳度四組ニ而年番ニ相勤、毎年差上申段奉申上候

このように、四組の年番制とすることで、年貢諸役の勘定・割り振りにおける明白さというものを求めているのである³⁸⁾。この証文において中郷・下郷・薬師堂組側の「願人」として名を連ねているのは、三組の村役人だけである。しかし、ここにあげたような、名主惣代将監に対する反発や年貢諸役の勘定における四組年番制の要求は、小前百姓たちの意向を強く反映したものであると思われる。同じ証文の他の部分においては、小前百姓たちの意向がはっきりと示されていることがうかがえるのである。

例えば高掛物の賦課にかかわる郡役所よりの新規の御定法に対し、「糶米糶稈其外高掛りもの古来々一村一躰ニ付、高割ニ仕候様申候へ共、新規之義ニ付小前之者一同不承知ニ付」とあるように、その実施を小前たちは拒否する姿勢を示すのである。そして、このような小前たちの態度は、名主

惣代将監をして「屋はり是迄仕来之通_二いたし可然哉」といわせるまでに、新規の御定法の実施を困難なものにしているのである。

また、名主惣代将監は下郷に対し、従来の年番名主を改め、定名主とするように要求を行なっている。そして、これに対しても「名主定番_二而者小前一同不承知_二付」と下郷の百姓たちは拒否の姿勢を示しているのである。結局、このことについても従来通り、下郷組においては年番名主のままで差支えなしとすることに決まり、将監方が折れる形となっている。

以上、享和期における薄村名主惣代将監をめぐる二つの事件を取り上げてみた。これらのできごとから、割元・触頭としての性格を持った名主惣代を中心とする村落の支配秩序の動揺が、小前百姓の発言力の増大という現象となって、この時期、一挙に表出してきたと見ることができよう。

b. 小前百姓の経済的自立

天明4年(1784)は、前年浅間山の大噴火の影響などがあり、大飢饉の年となった。秩父地方の村々からも領主に対し、百姓たちの救済願いが盛んに出されている。また、小鹿野町では、打ちこわしなども起こっている。薄村中郷では、「村内_二貯等も有之者」から資金を出してもらい、それを困窮した百姓たちへの助成として貸付けようとの取り決めを行なった。そして、具体的には、十三郎・幾右衛門・藤兵衛・金次郎)に対し、合わせて74両を差し出すように要請がなされている³⁹⁾。

この4人のうち所有反別・持高の判明する3人

について示すと第3表のようになる(十三郎分については不明)。持高の点からみると、幾右衛門は962文で中郷内においては、4番目に持高の多い百姓である。それに比べ藤兵衛はその約半分の492文、金次郎は212.5文でしかも屋敷地は名請けされていない。この2人は中郷内では中規模以下に位置する百姓であった(第4表参照)。ここから、必ずしも大高持に対して助成資金の差出し要求がなされているのではない、ということがわかる。では、この4人に共通していることは何であるかということ、彼らがいずれも「農業之間_二少々たはこ商ひ等仕渡世致候身分之者」たちであるという点である。つまり、農業のほかには煙草商い等によって貯えをつくり、そのため飢饉にあたって助成資金を出すように要請を迫られていたと考えられよう。

ところで、煙草の栽培は享保期に幕府の奨励によって全国的に展開するようになるが、特に薄村周辺は、その名産地であった。『武蔵演路』の「秩父郡土産」の項にも「薄煙草、薄村より出ス、又小森と云有、薄村_二並び小森村よりも出ス」と記されている⁴⁰⁾。おそらく、この地域においても、1700年代の半ばごろから、煙草の生産が急激に伸びたであろうと思われる。そして、天明期頃には隣の小鹿野町に煙草市が開かれるようになるのである⁴¹⁾。

近世中期以降盛んになる煙草生産を背景に、小前百姓のなかには、それを生産するだけでなく、周辺の生産者から集荷し農閑期に商いを行なう者も出てきたと考えられる。また、秩父地方ではこ

第3表 幾右衛門・藤兵衛・金次郎の持高・所有反別(明治7年)

	幾右衛門(大平)	藤兵衛(大平)	金次郎(坂戸)
持高	962文	494文	212.5文
反別	上畑 2反9畝11歩半	上々畑 24歩	中田 16歩
	中畑 3反3畝13歩	上畑 9畝29歩半	下田 1畝28歩
	下畑 3反9畝3歩	中畑 3反 8歩半	上畑 9畝25歩
	下々畑 6反6畝19歩半	下畑 5畝24歩	中畑 8畝13歩
	屋敷 2畝10歩	下々畑 4反 20歩	下畑 24歩
		屋敷 2畝11歩	屋敷 なし
計	1町7反 27歩	8反9畝24歩	2反1畝16歩

(出浦家文書「明和7年寄帳」より作成、()内は居住地字名・持高は永高記載)

第4表 薄村中郷における名請地永高規模

持高(文) 名請人数	慶安5年 検地帳	明和3年 名寄帳
1以上~100未満	7人	26人
100~200	7	25
200~300	4	32
300~400	11	28
400~500	5	15
500~600	3	5
600~700	6	4
700~800	4	3
800~900	0	0
900~1000	3	2
1000以上	8	2
(合計)	58	142

(出浦家文書より作成)

の時期、抱百姓たちが「祝金」を差し出し一軒前の百姓となることを、地親に申し出ている状況が見られる。そこでは、抱百姓がいままで地親に対して行ってきた、人手間などの労働提供や諸役は一切、免除するという約束がなされていることがわかる⁴²⁾。

ところで、享和4年(1804)に、薄村四組名主の連名で郡役所に対し、年貢納入方法に関しての訴えがなされている。その訴訟の冒頭部分を引用してみよう。

一、武州秩父郡薄村役人共奉申上候、是迄御年貢御上納之義、任勝手組頭或者小前百姓等上納仕候^而及相済候、然^ル処江戸表^江商売荷物差出置為替金^ニ仕度申参り候者も有之、右様仕候得共夫錢等減少仕聊之村益^ニ罷成候得共、大切之御年貢金錢万^一差滞候^而ハ、村中^一統難儀^ニ罷成申候、以来以御慈悲名主共之内直々上納仕候^而ハ、不相済趣御開済被下置度奉願上候、⁴³⁾

この史料から次のようなことがわかる。まずひとつは小前百姓のなかで、江戸の間屋・商人と「商売荷物」を取引し、その為替によって村の年貢決済を行ないたいと要求している者がいること。二つめとして、そのような為替による決済が行なわれればいままで年貢納入にあたって必要とされた

夫錢などの費用がいらなくなり、村の利益にもなると彼らが考えていたということである。

では、小前たちが「江戸表」と何を取引していたのであろうか。具体的な流通の状況はわからないが、先にあげた煙草も、その有力な品物のひとつであろう。すでに触れたように、この地域は圧倒的に畑地が優越しており、そこでは二毛作が行なわれ様々な作物が栽培されていた。また、養蚕・機織りや炭焼き・薪・材木にかかわる山稼ぎも盛んであった。このような中で作られた商品作物を「江戸表」と取引していたことが考えられるのである。

そしてこれらのことは、先に述べた商品作物を生産するだけでなく、周辺の生産者から集荷し農間商いを行っていた小前百姓たちが「江戸表」と結びついていたこと、さらにその取引というものが、為替による年貢決済を求めるまでに盛んであったことを示している。そして、そのような状況は享和期(1800年代初頭)に村内において広範に展開していたとみられよう。

以上のことから、1700年代半ば以降、小前百姓たちの経済的な自立というものが急速に進んでくることがわかる。そして、そのことは先述した、享和期において在来の村落秩序を揺り動かすような、小前層の発言力増大というものの背景につながっていくのではないかと考えられるのである。本節では、煙草の生産・商いをめぐる問題についてしか触れることができなかったが、当地域においては、近世期に実に様々な商品作物の生産がみられるのである。そのことについては、幕末期から明治初年の様相を中心に、次章において触れてみたい。

Ⅳ 多角的小農経営の展開

——幕末・明治期を中心に

薄地区は、近世期において薬師堂、上、中、下郷の4組に分かれ、それぞれがひとつの「村」として機能していた⁴⁴⁾。上郷は、水田が非常に乏しく、圧倒的に畑地が優越しており、なかでも下々

畑の比率が極めて高い。平地の少ない上郷においては、山地斜面の畑地利用が行なわれていた。これに対して段丘面が広い下郷は、水田が多く、下々畑の比率は低い。このように、両者はそれぞれの地形条件を反映して極めて対照的な性格を持った地域であった(第1表参照)。

本章で取り上げる穴部、桜沢、須川の3地区は、上須川地区を除いて中郷に含まれていた。中郷は、山地斜面の畑地利用が見られるとともに、段丘面での水田、畑地も分布していた。中郷は、上郷、下郷の双方の生業の特徴をあわせ持つ地域といえる。前記3地区においても、そうした傾向が見られていたと考えられる。したがって、この3地区の生業形態の特性を把握することによって、薄川流域全体の生業形態の特性をとらえ得ると考えられる。

前章でふれたように、薄川地区は中世にすでに活発な商業活動が行なわれていた。その商業活動の発展は、近世期には村内の古い秩序を新しい秩序に変容させる要因のひとつになったとさえ考えられる。本章では、かつて中世の土豪を中心としていたこの地域の幕末・明治期の生業形態について検討を加え、さらに第二次世界大戦以降のこの地域の生業形態の変容について考察する。

1) 幕末・明治期における生業形態

a. 幕末期

薄村の嘉永5年(1852)「村差出諸色明細帳」⁴⁵⁾には、「大麦、小麦、大豆、小豆、粟、稗、蕎麦、□□之類、夫食仕候 多葉粉作出売□□□」とあり、自給的な作物の他に販売を目的とした煙草の作付がみられた。また、「畑之畔、桑楮仕□蚕養仕絹稼並紙漉仕候」とあり、養蚕のための桑の栽培は畦畔で行なわれていた。「村差出諸色明細帳」に記された小物成から、薄村においては、近世後期を通じて紙、絹、綿、漆、そして山稼ぎが重要な現金収入源であったことがわかる。中では絹の割合が最も高くなっている。また、山稼ぎにおいては、木炭の生産が重要であった。

焼畑については、「田方沓毛作り畑、上々畑・

上畑・中畑両毛作り、下畑沓毛作り下々畑、拾々年ニ沓度位焼畑仕候間、沓毛作りニ御座候」と記されており、下々畑の多くが焼畑であったことを示している。隣村である小森村の安永6年(1777)の文書によれば、「日むき地面により拾貳三年より拾五年・廿年或いは三拾年もあらしおき候て、年毎夏土用前後に伐り開らき、焼畑にいたし、菜・蕎麦仕付け」⁴⁶⁾とされている。これは小森川上流域の様相を示すものであるが、近世後期の薄川流域においても同様に、10年以上に1度、火入れを行っていたと思われる。聞き取り調査によれば、昭和初期における焼畑は、火入れ後4～5年間耕作すると、地力が低下するため、耕作をやめていた。したがって、幕末期においても、火入れし数年間作付を行なったのちに、休閑していたと考えられる。休閑地の雑木は、薪・木炭の原料として活用されていた。

職人については、天明4年(1784)の「村差出明細帳」⁴⁷⁾に大工6人、桶屋3人、木引2人、鍛冶3人が記載されている。また、天保12年(1841)「御改革御取締筋ニ付村方取極連印帳」⁴⁸⁾には、大工、箆屋各2人、屋根屋、木挽、桶屋、板分各1人の名前が記されている。箆屋、桶屋、木引(木挽)、板分が記載されていることから、木材を加工し、付加価値を付けて販売していたことがうかがわれる⁴⁹⁾。農間稼ぎは、嘉永5年では「男、山稼、或、駄賃□、女、絹織木綿麻布紙漉渡世」を行っていた。明治期においても、木炭運送専門の「馬引き」が存在していることから、男性の農間稼ぎは、炭焼きに関するものが多かったと思われる。秩父地方における薪炭の生産は、享保期に忍藩領の御林で生産が推進され、天領においても化政期に御林における木炭生産が始まった。幕末期には大量の木炭が生産されている⁵⁰⁾。薄村においては、嘉永4年に「御料所永統願として炭献上書」⁵¹⁾がだされ、15,000俵の炭の献上が申し出されている。

嘉永4年「村差出諸色明細帳」には、市場についてもふれられており、上小鹿野村、下吉田村、大宮郷への里呈が記されている。この3つの市に

において「諸用相調候」とあり、薄村が、この3つの市の商圈に含まれていたことを表している。秩父郡における宝永6年(1709)の農事暦は「秩父領百姓年中業覚」⁵²⁾からうかがうことができる(第5表参照)。この資料は、秩父郡内の忍藩領⁵³⁾の状況を示すものであるが、薄村の状況とも全く乖離したものとは考えられない。これによれば、そ

れぞれの作物の播き付けから収穫の時期がわかるとともに、祭礼等に絡んだ農事の休みがわかる。「男は月に六日之市手間にて遊申候」とあり、その内容は不明であるが、農間商いの様子を示すものと考えられる。薄村は、大宮郷の商圈内にあったと思われるため、同様の農間商いが行なわれていたと思われる。また、10月下旬から11

第5表 近世中期秩父地方における農行事暦

月	日	農 作 業	行 事
1	2		割元一人名主一人殿様江年 始
	~10		たがいの年礼仕候
	11		初市
	12~	野入仕分候	
	20~		妙見神事
2	~3	都内の竹木伐不申候、普請鳴物禁止、田畑へ鋤入不仕候、女は絹木綿業相止め候 男はくつ はらし 縄 むひろ等仕度仕候	
	2		奉公人出替り 男は月に六日之市手間にて遊申候 年中二三日妙見祭礼 五節句 盆 氷祈禱 風祈禱 洗たく 障とて四五日宛遊候
3	彼岸 中日	いも植申候 麦作手入れ仕候 薪取申候 田畑打申並ひえない(稗苗) 風申し候	初寅 妙見 御祈禱 初午 かい子の祈禱にて日待
4	8	苗代仕、秋毛作入田、いもかえり 敷かり取申候並かいこはき立申候	武甲山祭
5		かいこ 麦作収納 田うえあわひえ仕	
6		田ノ草 畑作手入れ段々仕候 女は絹糸初申候	濃林とて一兩日休
7		新絹 馬くさ取申候 な そば 仕付 御年貢初掛上納 (荏之代)	
8		秋作収納 御年貢月掛	23日妙見祭
9		畑打 大小麦仕付 御年貢月掛	
10	1	田作収納 な そば取仕舞申候	武甲山祭礼
	~10		
10	20~	くし柿拵申候	妙見神事に月通に御申候
11	~3		
11	3~	麦へこやし 薪取申候 木綿仕候 (大豆納)	妙見祭礼 国々商人入込
12		御年貢皆済 縄 むしろ くつ はらし等いたし銭に仕候 (屋敷代)	

(宝永6年(1709)「秩父領百姓年中業覚」より作成)

月初旬にかけては、「くし柿拵申候」とあり、干柿の生産を意味するものであると考えられる。薄村においても、文化7年(1810)に「柿盗難により年貢上納差支の届出」⁵⁴⁾がだされ、その中に毎年柿を販売しているとの記載がみられる。

幕末期の薄村の1戸当りの耕地面積は、7反6畝前後であり、このうち生産性の低い下々畑が約70%を占めている。先に示したように、近世後期には養蚕が広く普及しており、絹織、煙草、紙などの活発な商品生産が行なわれていた。また、農間商いの市場や祭礼への出店もうかがわれた。こうした商品生産や商業活動が、経営耕地面積が零細なこの地域において、下層の農家が自立していくことを可能にした要因であったと推察される。

b. 明治期

第7図に明治10年代に作成された土地台帳に記載される台帳地目から作成した穴部、桜沢、須川地区の土地利用図を示した。須川地区は、上・中・下の3地区に分けられているが、ここでは、現在も近世期からの集落が残っている上・中の2地区に限定して土地利用図を作成した⁵⁵⁾。この図からは明治期においても焼畑が行なわれていたことがわかる。この地域における近世期の焼畑は、大麦や稗、粟、蕎、楮などを3～4年栽培しその後休閑地にするというものであったと考えられるが、材木の需要の増加や育林技術の向上、輸送手段の発達などにより、大正期以降は数年間の耕作後、植林し山林に換えていく傾向が顕著になった。昭和初期には地主が樹齢30年以上の杉を伐採し、伐採後、小作人が杉の枝等を焼いて焼畑を行ない、4～5年耕作したのちに、地主が杉を植林するという形態が一般的に行なわれていた。したがって、明治後期にはすでに、杉の植林が行なわれていたことになる⁵⁶⁾。こうした焼畑形態は、第二次世界大戦後の食料増産の時期に顕著であったと言われ、台帳地目の焼畑から山林への変更は、大正6年(1917)に初めてみられ、昭和20年代前半において顕著である。

焼畑の分布をみると、穴部地区、桜沢地区では

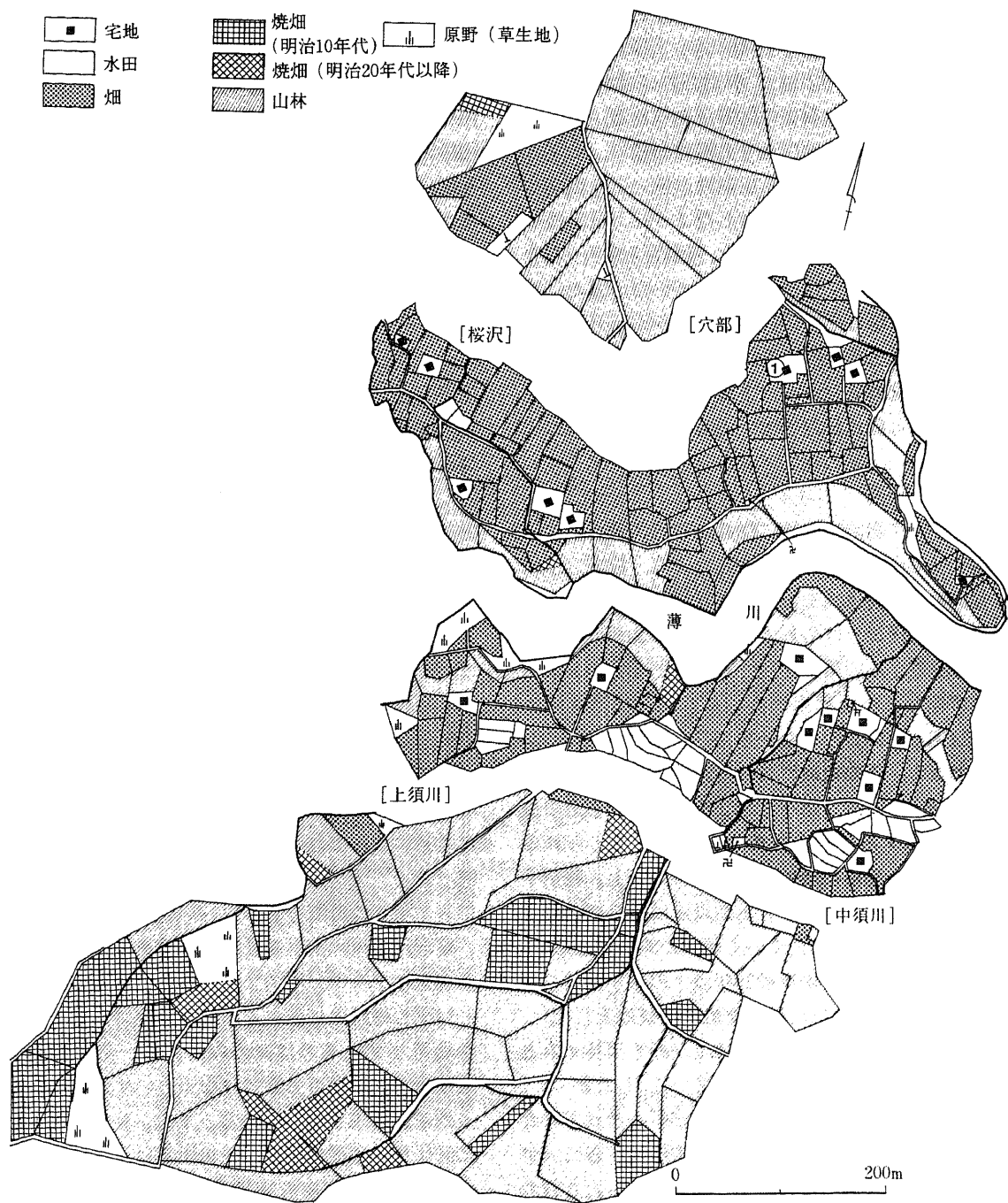
焼畑はほとんどないのに対し、須川地区では焼畑が多くみられる。この地域的差異は農業経営上の差異等さまざまな要因によって形成されたと思われるが、ひとつの要因として両地区の土地条件の差異が大きな影響を及ぼしていると思われる。日照時間の違いなどから、須川地区は、穴部・桜沢地区に比べ、土地台帳に記載される畑地の地位等級が低くなっている⁵⁷⁾。

この地域の土地利用では、全般的に斜面の耕地利用の多さが注目される。穴部、桜沢地区においては、段丘崖の最も傾斜の緩い所に畑地利用がみられる他、山地斜面末端部の畑地利用もみられる。須川地区では、薄川の河原の利用がうかがえる。集落のある段丘面とは約30mの比高があり、土壌は礫が非常に多く含まれているが、これらは桑園として利用されていた。北向きの山地斜面では約30筆の焼畑がみられた。このように明治前期のこの地域の耕地は現在よりも広範に分布していた。農業への依存度が現在よりも高く、急傾斜などのより不利な条件の土地でも、耕地として利用されていたと考えられる。

明治中期の地域の生業形態を具体的に知るために明治7年(1874)の桜沢地区、須川地区の各戸の作物の生産量がわかる「物産取調書上」⁵⁸⁾と明治5年(1872)の「諸品職名前取調帳」⁵⁹⁾をもとに考察する。また、明治2年(1869)の「宗門人別御改帳」⁶⁰⁾を用いて、各農家の労働力の量とのできる限りの対照を試みた(第6表)。

桜沢、須川両地区の「物産取調書上」に示される農家のなかで、明治2年の「宗門人別御改帳」と対照し得たのは表中に示した10戸である。下男を雇用しているのはKのみであり、その他の農家は恒常的な雇用労働力はなく、いずれも2～6人の家族構成となっている。また、Kは穴部地区に居住し、桜沢地区内の土地所有は少ない。したがってKの「物産取調書上」に表記されている生産量は、桜沢地区以外の所有地から生産された量をも含めた値であると推察される。その他の地区外居住者の生産量についても同様である。

生産されている物産に注目すると、この地域の



第7図 穴部，桜沢，須川地区の土地利用（1880年代）
 （「土地台帳」より作成）

注）「土地宝典」をベースマップにして作成したため，山地斜面と平坦面を離して記した。

第6表 明治初期の農業経営

桜沢地区

	A	B	C	※D	※E	※F	※G	H	I	※J	※K	単位
米											1.6	石
大 麦	7	7	0.7	5.3	2.8	8	13	1.7	2	0.7	10	〃
小 麦	0.9	0.8		0.85	0.4	1.5	2.5	0.2	0.3	0.5	0.7	〃
大 豆	1.5	2	0.1	0.5	0.4	2	4	0.18	0.8	0.2	2	〃
粟	0.5	0.4	0.05	0.4	0.5	1	1.2	0.15	0.2		1.2	〃
稗	0.4	0.25	0.06	0.58	0.4			0.09	0.3		0.3	〃
生 糸	0.56	0.55		0.8	1	1	1.5	0.09	0.4		1.2	貫
玉 繭	0.53	0.4		0.5	1	1	1.5				0.3	〃
のし	0.1	0.07		0.1	0.2	0.15	0.3					〃
煙 草	20	20		50	10	15	2	1.5			30	〃
楮	5	7		20	20	12	8	1				〃
な す	3	2		1	1	4	4	1貫				荷
大 根	28		5	20	2.1	40	50	5			40	貫
菜	5		1	5	3	3	5					把
千 柿						10						〃
竹											20	荷
農閑稼									小商 い	水車 稼		
香 具								○				
家族数	6(5)	6(3)	4(3)					3(3)			7(2)	人

須川地区

	L	M	N	O	P	Q	R	S	T	U	※V	W	X	単位
米		0.9					1.5	0.8		2.5	0.5		1.3	石
大 麦	4	5		0.5	4	2	5.7	3	3	8	3	5	6	〃
小 麦	0.4	0.4		0.15	0.6	0.2	0.5	0.3	0.5	1.5	0.4	0.6	0.3	〃
大 豆	0.6	1	1.2	0.2	0.6	0.3	0.95	0.25	0.4	1	0.6	0.6	0.6	〃
粟	0.3	0.15			0.3	0.07	0.07	0.15	0.3	0.4	0.15	0.2	0.1	〃
稗				0.3					0.2	0.3		0.3	0.3	〃
上 繭	2	1.6			1.2	1.6	4	0.8	1.6	4	1.2	2.8	1.5	貫
中 繭	0.4	1.1			0.4	0.3	0.6	0.3	0.3	1.2	0.4	1.0	0.5	〃
下 繭	0.2	0.5			0.4	0.1	0.6	0.1	0.2	0.8	0.4	0.5	0.4	〃
のし	0.05	0.12					0.04	0.12	0.03			0.07		〃
煙 草					10	5	20	8	15	5	5	8	15	〃
木 楮	5	4					9	3		8	6	4	10	東
な す	100	110	50	20	100	120	120	60	60	160	50	80	100	本
大 根	2	3	3	2	3	1	3	1	1	5	2	2	3	荷
柿														数
竹					3000					4000	1000	1000	5000	荷
農閑稼		生糸 売買	農閑 板割	荷商		板割	荷商		農閑 商		農閑 板割		荷商	
香 具		○		○			○		○				○	
家族数		5(3)		2(1)	4(3)	5(2)		3(2)						

注) ※は、地区外に居住する者。

家族数の()内は女性。

(「物産取調書上」, 「諸品職名前取調帳」, 「宗門人別改帳」より作成)

明治前期の農業は大麦をはじめとする主穀生産と野菜栽培の自給的農業を中心に、数品目の商品作物の生産を組合せていたことがわかる。米の生産は桜沢地区では地区内に居住するものは行なわず、須川地区においても全体の約半数の農家が1石未満の少量の米を生産していたにすぎない。これに対し、この地域の主食であった大麦の生産は多かった。この他、大麦の補完的な役割であった雑穀や様々な野菜の生産がみられ、自給的生産が農業経営の根幹にあったといえる。野菜生産のなかには、桜沢地区のF、Gのように大根を多く生産する者など、いくつか販売を目的としたような野菜生産をうかがわせる点もある。

商品作物の生産としては、楮、煙草の栽培や繭、生糸の生産が主であった。桑園は明治期、畦畔や山地斜面、河原に立地するのが一般的であるのに対し、煙草の栽培地域は段丘面であった。これら以外の作物では、現在も特産品として知られている柿の生産が多くみられる。柿の生産は、須川地区の農家に多く、桜沢地区においては、干柿として記載されている。昭和初期において、ハチヤと呼ばれる大粒の品種は、薄地区内の青物商に生で売り、青物商が渋抜きをして販売していた。また、オオバ、コバと呼ばれる小粒の柿は、干柿にして地区内および尾田蒔(現秩父市域)の青物商へ売っていたという。これらの柿が最も売れるのは、12月の「秩父夜祭り」の時であった⁶¹⁾。

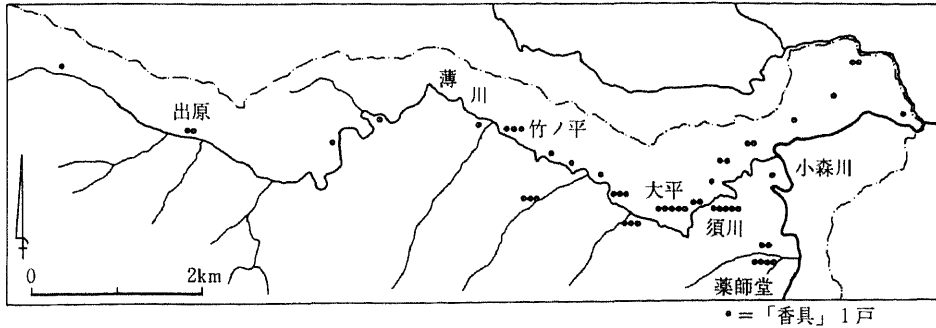
以上のような商品作物の生産は、相対的に多くの土地を所有する農家において多く、その傾向は、特に煙草栽培において顕著である。換金作物の生産が可能な上層農家に比べ、あまり土地を所有しない農家は、農間余業や副業によって収入を得ていたと考えられる。農間余業や副業のなかで多いのは、「農閑板剥」などの林業関係の仕事と、「荷商」などの農間商いであった。また、資料中には記載されていないが、炭焼き職人や、上流部で生産されていた炭を馬で運搬する「馬引き」も多かった。

桜沢、須川両地区の「物産取調書上」において荷商、農閑商と記されている農家は、「諸品職名

前取調帳」において「香具」として記載されている。秩父地方における近世後期の香具師集団については、八木橋伸浩⁶²⁾が報告しているが、これは八木橋の指摘するところの秩父地方における香具師集団が大道芸人の集団ではなく、農間商い仲間に近い形態で存在していたということを示すものである。「香具」として記載されている家の明治初期の土地所有を見ると、約7反(山林は約1町1反)の畑地を所有するものが最大であり、この他に山林を約2町4反(畑地は約4反)所有するものもいた。最も少ないものは、約2反の畑地を所有するものであるが、これはその後小鹿野町へ転出している。一般的にこの地域の中層の家に「香具」が多いと言える。また、「諸品職名前取調帳」に「香具」として記載される者は、「物産取調書上」には「荷商」として記載される場合が多い。これは、「香具」の営業形態が、自ら生産したものを販売するだけではなく、商品を仕入れし、販売することもしていたことを示すと考えられる。

薄地区における「香具」の分布を示すと、第8図のようになる。薄地区全般に分布し、合計52軒である。とりわけ近世期中郷や薬師堂組に属していた集落に多くみられる。人口が比較的多かったと考えられる下郷にはむしろ少ない。小鹿野町に最も近い下郷に農間商いを示すと考えられる「香具」の分布が少ない要因は、下郷自体の性格によるものと考えられる。下郷は近世期においても水田が多く、自然環境に恵まれていた。そのため農外収入への依存をあまり必要としなかったと考えられる。しかし、「香具」が中郷、薬師堂に多く分布する原因は、明確に捉えることはできなかった。薄地区における「香具」の分布の地域的差異は、薄地区の地域特性を検討する格好の指標と考えられるが、詳細な検討は今後の課題とした。

この地域でもうひとつ特記すべきことは、蚕糸業の推移である。平野綏⁶³⁾は、埼玉県組合製糸の展開過程について言及しているが、両神村周辺を明治初中期の埼玉県座繰生糸生産の中心地として捉えている。薄地区には明治26年(1893)に座繰



第8図 明治初期における薄地区の「香具」の分布
 (「諸品職名前取調」より作成)

糸の共同販売組織である改伸社が結成されている⁶⁴⁾。家内副業的な生糸生産が大半を占める秩父郡は、明治30年前後、埼玉県における製糸戸数の50%強を占めていた。当時の秩父郡の蚕糸業は養蚕と製糸の機能分化が進まず、依然として農家内での座繰製糸が一般的であり、さらに玉繭、屑繭を原料とした「秩父縞」、「鬼太織」等の厚地絹織物の生産が副業的な家内工業として行なわれていた。大正前期以降、組合製糸は衰退傾向をたどり、埼玉県は大正7年(1918)埼玉社を結成し、「供繭受付制」の導入を行なうが、衰退傾向は続いた。平野は、埼玉県組合製糸の衰退の要因について、秩父郡の蚕糸業が、養蚕から織布にいたる「完結性」を再生産の基調にしており、気象的、技術的危険性の高い秋蚕を導入し、養蚕業へ特化する必要がなかったためとしている。先に示した明治初期の多角的農業経営が明治後期においても基本的性格として残され、明治中期以降、他の製糸業地帯がその業態を変え拡大していくのに対して、薄地区は養蚕ならびに製糸業が、複合経営という古い生業形態の中の一部門にとどまる傾向を示したため、製糸業地帯としての拡大をみなかったと考えられる。しかし、秩父郡全域をみると、明治後期以降、製糸地域と織物生産地域との分化がみられる⁶⁵⁾。養蚕業の「完結性」が明治後期以降も維持されていたかどうかは検討する必要がある。

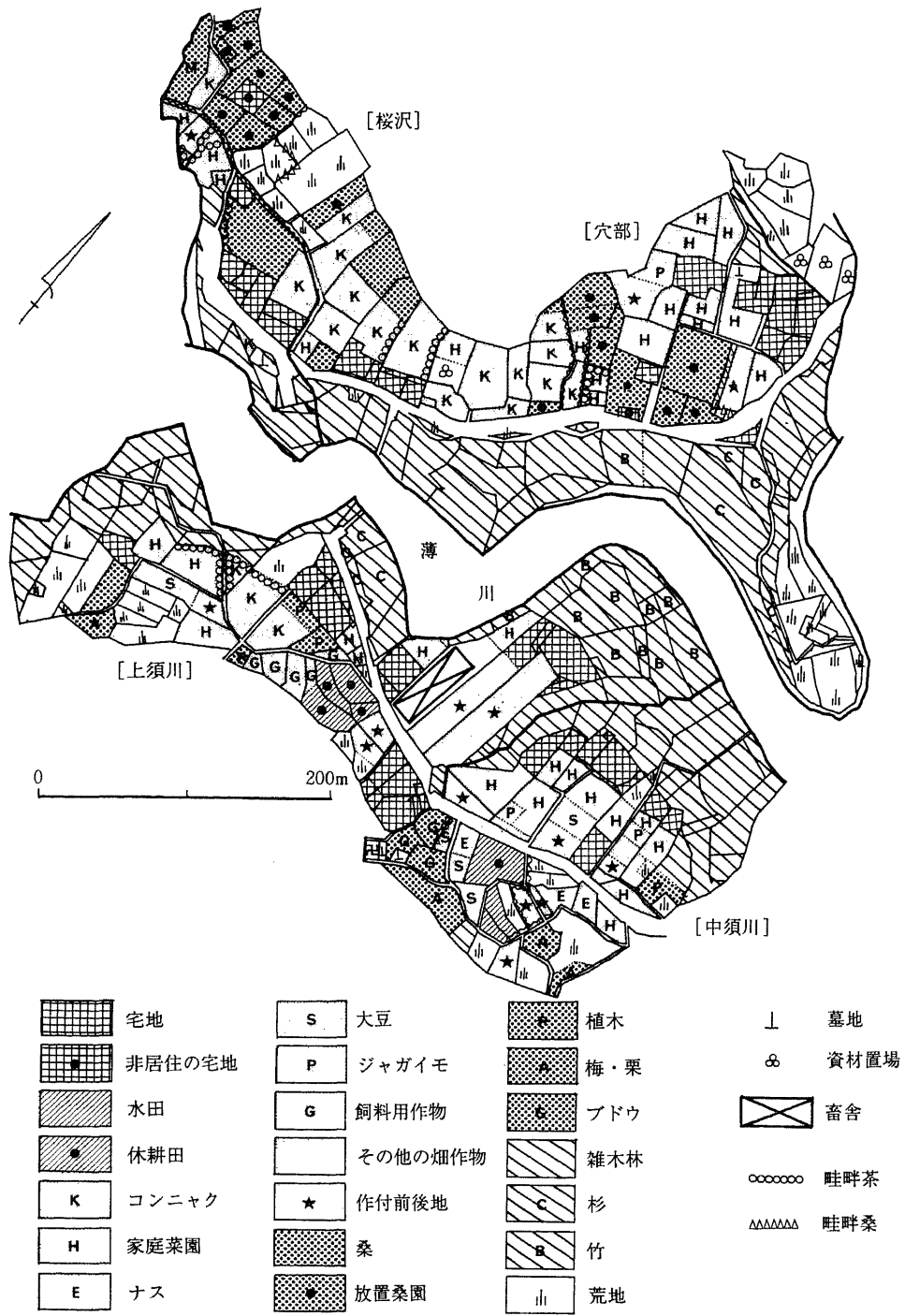
明治期の農業経営は、大麦と蔬菜の生産を中心とした自給的農業と、養蚕や煙草栽培という、完

全に販売を目的とした商品作物の栽培を組合せた形態をとっていたといえる。また、農業収入のみでは十分でなかったと考えられる農家においては、林産加工や農間商いという現金の得られる仕事が一般的に行なわれていた。多角的な農業経営は、中世、近世期を通し確立してきたと考えられるが、幕末から明治初期においては、こうした極めて多角的な生業形態が最も成熟した段階にあったと考えられる。しかし、中下層農の農外収入への依存は、この地域の商品経済の発達を示すとともに、その時点ですでに農業生産が拡大の限界に近い状態にあったことを示すものであろう。

薄地区には明治期以降、新しい作物の導入はほとんどみられず、蚕糸業と煙草栽培の拡大がなされただけで、特定の作物について大産地化するには至らなかった。これは、幕末から明治初期にかけて確立した小規模で多角的な農業経営が、この地域の生業形態の基本的性格として残されていたためといえよう。

2) 生業形態の変容

穴部、桜沢、須川地区における平成2年(1990)6月現在の土地利用を第9図に示した。現在の穴部地区において水田はみられない。しかし、かつては、①の宅地の周辺と、集落東南部の薄川が蛇行し、舌状の形になっている河原に存在した。現在、前者は家庭菜園となっている。後者は、荒地となっており、耕作されていた当時の休憩小屋と



第9図 穴部、桜沢、須川地区の土地利用（1990年）
（1990年6月の現地調査により作成）

いわれる建物だけが残されている。畑地の利用では家庭菜園が多くみられる。桑も多いが、現在はいずれも利用されておらず、放置された状態になっている。数年前に養蚕を止めたため桑が不要になり、桑を売ったこともあったが、現在は刈り取らずに放置しているという。山地斜面の林地は、杉が圧倒的に多い。また、段丘崖の斜面は松が大半を占めている。薄川へ舌状に突き出た部分の斜面は緩斜面となっており、植林され、手入れもされている。その林間では椎茸の栽培が行なわれている。これに対して、穴部地区の段丘崖西半分の急斜面は、手入れされず雑木林化している。桜沢地区においてもまた、水田はみられない。集落の北部にある荒地がかつて水田であった。畑地の利用は、穴部地区に比べ、コンニャク栽培が多くみられる。桜沢地区内にコンニャク栽培を行なっている農家があるためである⁶⁶⁾。

須川地区の土地利用の特徴として挙げられることは、穴部地区とは対照的に、住居が全て河岸段丘の段丘末端部に立地しており、宅地の北側はすぐ段丘崖になっていることである。これは、須川地区が北向き斜面の集落であり、最も日照の得られるところに家屋が立地したためと思われる。山地斜面の利用は、杉、松等の針葉樹と雑木林がほぼ半々の割合でみられる。杉、松は昭和25年(1950)前後に、薪炭用に伐採した広葉樹の後に植林したものが多し。河岸段丘の段丘崖の林地は、穴部・桜沢地区と同様に、松林になっている所が多い。耕地の利用は、家庭菜園と放置桑園が多いが、穴部・桜沢地区にはみられない飼料用作物⁶⁷⁾と、生食用のブドウの栽培がみられる。また、須川地区には水田がある。須川地区における水田耕作は集落の南側の斜面の末端部から出る湧水を、水田の山地斜面側に掘った溝に溜め、稲作に利用するというものである。これは、対岸の穴部、桜沢地区が湧水の多くを家庭用に用い、水田への利用が少なかったのと対照的である。しかし、現在は休耕田あるいは転作作物の栽培などが大半を占めている。

穴部、桜沢、須川地区の全体的な戦後の生業の

変化の特徴は、1960年代の日雇・臨時雇の増加と、1970年代の両神村、小鹿野町等の工場や、教員、公務員などの恒常的勤務への移行といった離農化である。交通の便が相対的によい穴部地区周辺の集落では、第二次世界大戦直後にはすでに農業以外の産業への依存が顕著であった。農業経営の変化をみると、以下のことが特徴として捉えることができる。養蚕は、明治期以降この地域の農業経営の基幹であり、1950年代には桑園がさらに拡大された。楮、煙草の栽培⁶⁸⁾は、1950年代半ばまで行なわれていた。こうした複合的な農業経営は、微細な農地で行なわれていた。1960年における各地区の平均経営耕地面積は、穴部地区を含む坂戸地区が57.9 a、桜沢地区を含む大平地区が37.7 a、須川地区が64.5 aであり、経営耕地面積50 a未満の農家が3地区全体の55%を占めていた⁶⁹⁾。ところが、1960年代には、養蚕は徐々に衰退し、1950年代半ばから拡大されつつあったコンニャク栽培への転換がみられた。養蚕は1970年代まで続けられたが、1980年代には離農化が進展し、農地の荒廃、とりわけ桑園の放置が顕著になった。

第7図の明治10年代の土地利用と比較すれば、段丘崖の林地化、段丘面の放置桑園を含めた荒地の増加が特徴的である。また、第9図には示さなかったが、第7図において焼畑であった山地斜面は全て山林となっている。第二次世界大戦後の両神村域の農業の変化は、農業の相対的地位の低下と、作物の専門分化に特徴付けることができる。

この地域は、近世期以降、極めて多彩な作物の栽培と、農間商い等による現金収入の獲得という多角的な農家経営を行なってきたことを指摘した。中郷地区は、明治後期以降、その基本的性格を残しつつ、山地斜面の焼畑を林地に換え、段丘面の畑地を桑園に換えることによって、社会の変化に対応してきた。高度経済成長以降、日本の農業は、大規模化、専門化の傾向を強めた。この地域は当初、土地利用を桑やコンニャクなどに専門分化させ、多角的な農業経営というこの地域の生業形態の基本的性格を変質させて対応した。しかし、経営耕地の狭さ等から農業経営拡大の限界に

達し、現在は、農業以外の産業へ従事することによって対応しているといえよう。

V おわりに

本報告では薄川流域における土豪猪俣氏の存在とその在地基盤について考察し、帰農後、同氏を中心とした村落秩序が変化する様相を商業的な農業経営の確立にみられる地域特性との関わりにおいて検討した。

戦国期において、猪俣氏は鉢形城の重要な支城のひとつである虎ヶ岡城の城主となり、その一族は後北条氏領国の最前線において城代として活躍していたとされ、北条氏邦家臣の中にあつての重臣に位置していた。また、薄川・小森川の両方の谷を包括した地域に勢力を及ぼしていたと考えられる。猪俣氏は、自らの家臣(多比良氏)や所従を持ち、比較的耕作条件のよい土地を所有し、山林からの炭・薪・漆などの物資の供給、紙・絹・木綿の生産、及び自ら創建した寺社などをその在地基盤としていたと考えられる。それらは猪俣氏の本拠地である竹ノ平とその周辺地域に集中していた。

ところで、近世以前においては薄川と小森川の谷を含めた範囲がひとつの地域的なまとまりをなしていた。法養寺薬師堂付近には町が形成され、市が存在していたことが明らかになった。そして、このひとつの地域は近世初頭の村切りの過程で薄村・古小森村・新小森村に分かれ、薄村内はさらに上郷・中郷・下郷・薬師堂組に四分された。この近世村域というものは、検地がひとつの契機となり、村の側からの要請によって確定していった。

秩父地方における慶長検地は、中世的な課税方法の名残りを強く反映したものであったが、それは検地が、何れの地域においても一律に行なわれたのではなく、その地域の実態に即して実施されたためである。この点については、当地方が江戸時代を通じて永高表示が行なわれていた事や生業形態における地域特性を考え合わせた上で考察する必要がある。

猪俣氏は鉢形落城の後、竹ノ平において農業に従事することになる。そして、近世の村において同氏は上郷の名主役に就くと共に、薄村の名主惣代として村内の組々を取りまとめる割元・触頭を担う。同氏をしてそのような役割に就かした事は、戦国期に氏邦重臣として当地域に大きな勢力を有していた事と無関係ではない。やがて、享和期を迎えると、この在来秩序に対し、小前百姓たちの不満が一挙に表出するような状況が見られる。そのような村内における小前層の発言力の増大というものは、彼らの経済的自立というものがひとつの背景となっていたと考えられる。

当地域は圧倒的に畑地が卓越し、山地斜面から河原に至るまで耕地として利用されていた。そこでは大麦をはじめ雑穀・蔬菜の自給的な作物だけでなく、養蚕・煙草・薪・炭・材木など商品化を目的とした生産活動が早くから浸透していた。近世中期以降、特に生糸・煙草の生産が急激に増加し、当地域は、江戸と結びつくなかで原料供給地としての性格を持つようになる。また、そのような商品生産物を集荷し、取引を行なう農間商いが活発となり、多角的な農業経営というものが、急激な発展をみせるのである。この農間商いを行なう小農経営者たちが、秩父地方の香具師の実態である。さらに、この多角的な農家経営は、当地域の生業形態の基本的性格として、近代以降においても社会の変化に対応しながら引き続き存在していった。

付記

現地での調査に際しては、両神村教育委員会の高橋稔氏、久保彰氏から終始多大なる御助力を賜りました。薄地区の方々には数回にわたる聞き取り調査にあたって惜しみない御援助を頂きました。また、両神村役場税務課の方々には、資料の閲覧に際して大変御世話になりました。本稿作成にあたっては、鹿児島女子短期大学の中西僚太郎氏に御助言を頂きました。なお、資料整理および製図には、竹江信之氏、寺島康子氏に御助力を頂き、実習時においては、松澤克行、須田祐史、田上まゆみ、松倉志(以上平成元

年参加)、高野瑞枝、横山隆之、濱邊千歳、奥江展久(以上平成2年参加)の各氏に御協力頂きました。以上の方々に深く感謝申し上げます。

注および参考文献

- 1) 稲村坦元編(1929):『埼玉叢書 第2巻』(国書刊行会復刻, 1970), 346~369。
- 2) 小和田哲男(1983):『後北条氏研究』吉川弘文館, 254~258。
- 3) 渡邊渉園(1853):『秩父日記』(千嶋寿翻訳, 埼玉県立浦和図書館刊), 40~41。
- 4) 内務省地理局編(1884):『新編武蔵風土記稿』(雄山閣復刻, 第12巻, 270ページ)。
- 5) 前掲1), 252~253。
- 6) 新人物往来社(1979):『日本城郭大系 第5巻埼玉・東京』, 123~124。埼玉新聞社(1974):『埼玉大百科事典 第2巻』, 423ページ。「角川日本地名大辞典」編纂委員会編(1980):『角川日本地名大辞典 11 埼玉県』角川書店, 503ページ, 1335ページ。中田正光(1982):『秩父路の古城址』有峰書店新社, 240~248。
- 7) 『関八州古戦録』によれば、虎ヶ岡城主は猪股則宗となっており、さらに彼は猪股能登守の弟とされているが、近世に創作された軍記物という史料の性格を考えれば、事実として断定するのは難しい。
- 8) 埼玉県編(1954):『武蔵国郡村誌 第7巻』, 埼玉県立図書館, 206ページ。
- 9) 東京大学史料編纂所所蔵。
- 10) 平岡豊:猪俣能登守について——沼田城主としての活躍——,『国学院雑誌』第85巻10号。
- 11) 浅倉直美:後北条氏の上野進出と猪俣能登守邦憲について,『史学論集』第14号。
- 12) 平岡豊は前掲11)論文で、名胡桃城奪取については邦憲の独断ではなく、北条氏政による策略と考えている。
- 13) 埼玉県編(1980):『新編埼玉県史 資料編6』, 226ページ。
- 14) 前掲13), 840ページ。
- 15) 聞き取り調査によるとこれらの姓の内、猪野姓は現在両神村内にはないが、以前は沼里に古くから1軒あり、吉田姓は両神村内では間庭に数軒古くから存在しているという。冒頭に挙げた「分限録」に氏邦家臣として記載されている者の内で、十二神将像を奉納しているのは猪俣氏だけである。この点からも「分限録」のなかで猪俣氏以外の「薄住」、「小森住」と注記されている者が氏邦家臣であることの信憑性が疑問視されよう。

- 16) 稲村坦元編(1966):『武蔵史料銘記集』, 東京堂出版, 259ページ。
- 17) 前掲2), 348ページ。
- 18) 出浦家系図によると、出浦式部は小四郎と同一人物となっている。
- 19) 前掲2), 254ページ。
- 20) 永禄11年5月9日付猪股平八郎宛て北条氏康感状写(『秩父日記』41ページ)。
- 21) 現在の高橋照家の屋敷地は、近世末期、猪俣家(本家)から出て隠居した者が住み、以後「インキョヤ」と呼ばれていた。明治初期、この「インキョヤ」から出た者が本家を継ぎ現在に至っている。
- 22) 埼玉県編(1988):『新編埼玉県史 通史編2』, 596ページ。
- 23) その内の一例として、元龜2年卯月7日付高岸対馬守宛て北条氏邦印判状(『新編埼玉県史 資料編6』, 336ページ)を次に掲げる。

御赦免條々

一把	綿
半分	漆
三艘	舟役
五人	人足
以上	

二月廿七日、石間谷江敵動候処、各々出逢尽粉骨、極高名候所、御感_三被思食候、彼為褒美、右役、長令免許候、弥有勇可走廻者也、仍如件

元龜二年辛未(象印) 奉之

卯月七日 三山

高岸対馬守との

- 24) 両神村村史編さん委員会編(1987):『両神村村史資料編2』, 389ページ。(以下、編者は略す)
- 25) 薄村内の上郷、中郷、下郷、薬師堂組の四組について、史料によっては上薄村、中薄村、下薄村、薬師堂村と記述されている場合がある。
- 26) 志野昭(1983):『秩父山地農民の生活』有峰書店新社, 87~88。
- 27) 小鹿野町岩田家文書「小鹿野市立之書付、薄村薬師堂台市当所_江引候書_口」綴。
- 28) 薬師堂および法養寺に面して南北に走る道に沿って広がる地割を見ると、宿問屋の存在を比定した場所はひとつの大きな区画として捉えることができる。この区画の周辺部は法養寺のある西側を除いて、沢に向かっての緩い傾斜地となっている。
- 29) 両神村村史編さん委員会編(1985):『両神村村史資料編1』に所収されている。
- 30) 小鹿野町岩田家の系図には「薄初代、三郎兵衛一薄二代、三郎兵衛一小鹿野本祖也、忠兵衛(忠左衛門)」とあり、この忠兵衛が慶長「地詰帳」に見られる人物であると思われる。また、薄初代と薄二

- 代の墓所は法養寺であることが示されている。
- 31) 薬師堂組の検地帳は現存していないが、両神村出浦家文書「村差出諸色明細帳(嘉永5年)」に「一、御水帳四拾貳冊、但貳拾冊上郷勤ヶ由、七冊中□市郎左衛門、拾冊下郷年番組、五冊薬師堂作左衛門、四組ニ而預り申候」とある(両神村村史編さん委員会編(1987):『両神村史 史料編2』, 167ページ)。
- 32) 江戸時代において、猪俣家の当主は代々「将監」(幕末には「勘解由)」を襲名している。
- 33) 出浦家文書「乍恐以書付奉願上候(年不詳)」, (両神村村史編さん委員会編(1988):『両神村史 史料編3』, 317ページ)。
- 34) 出浦家文書「相定置口書之事(享和元年)」, (『両神村史 史料編2』, 143ページ)。
- 35) 以下、引用部分は出浦家文書「乍恐以書付奉願上候(享和2年)」, (両神村村史編さん委員会編(1989):『両神村史 史料編4』, 371ページ)による。
- 36) 名主惣代猪俣家の役割としてあげた、②・③にかかわる争論はここでは詳しく取り上げないが、②については布達・廻状類の伝達を円滑に行なうようにすること、③については役人の止宿は、従来猪俣家と薬師堂組に限定していたことをやめ「最寄宜敷場所ニ而御宿いた」すようにすることを、中郷・下郷・薬師堂組の者たちが要求している。
- 37) 前掲11)の文書に「御割附目録将監方ニ而所持罷在、私共組、者一切為見候義ハ勿論、為写不申候ニ付、御年貢納辻ニ小物成高掛りもの納辻一向不相知候」と訴えている部分がある。
- 38) 結果的に、この要求は認められず、年貢諸役の割付けについては四組の村役人が立ち会いで行なうようにすることで決着がついた。
- 39) 出浦家文書「乍恐以書付奉願上候(天明4年)」, (『両神村史 史料編2』, 133ページ)。
- 40) 埼玉県編(1979):『埼玉県史 資料編10』所収
- 41) 小鹿野町田嶋家文書「為取替申規定証文之事(天明7年)」。
- 42) その一例をあげておく。

手形之事

一、其方義我抱ニ有之候所、此度相願候ニ付、為祝金八両貳分当座ニ受取、只今迄預ヶ置候永高五拾五文并ニ浮役永三拾壹文之所指添、其他人手間諸役相免レ、此度御公義様百姓ニ致候所実正也、右之高辻之所ニ付、外より構候者無之候、若綾申者有之候ハ我等埒明可申候。

一、御公義様御役等ハ不及申村並之義相背申間敷候。

右之通り相定申上、時今以後此家より指構中間敷候、為後日仍如件。

宝暦三年酉十月

	十左エ門	印
年寄	五郎右衛門	印
々	八郎右エ門	印
々	万次郎	印

伊兵衛殿

(皆野町金室家文書、皆野町誌編集委員会(1981):『皆野町誌 資料編3』, 589ページ)。

- 43) 出浦家文書「御役所江差上候下書控帳(享和4年)」, (『両神村史 史料編3』, 268~269)。
- 44) 年貢の納入にあたって、それぞれの組が別個に納入していた。
- 45) 『両神村史 史料編2』, 162~16。
- 46) 前掲26), 89ページ。
- 47) 『両神村史 史料編3』, 264~26。
- 48) 『両神村史 史料編3』, 281~284。
- 49) 薄川流域には、数軒の「キジヤ」が存在した大平地区の小椋家は現在も木鉢や臼を生産している。
- 50) 中紀雄(1986):近世における秩父地域の薪炭生産と流通の研究、『昭和60年度埼玉県教育委員会長期研修教員報告』, 133ページ。
- 51) 『両神村史 史料編4』, 485~486。
- 52) 高橋一郎(1979):『秩父地方史研究必携 Ⅱ近世』, 埼玉新聞社, 174~177。
- 53) 荒川本流域の多くが忍藩領であり、この農事暦は秩父大宮周辺の状況を示している。
- 54) 『両神村史 史料編2』, 554ページ。
- 55) 下須川にもかつては出浦姓の家があったが、現在は離村し、近年設立された電子部品の工場だけがある。下須川の耕地は、一部を除き林地あるいは荒地になっているところが多く、水田を埋め立てて駐車場になっているところもあった。
- 56) 第二次世界大戦前の薄地区には、3軒ほど材木商が存在していた。材木は河川を利用して皆野町付近まで流され、そこから荷車で寄居・熊谷方面へ送られ、さらに各地へ送られていたといわれる。
- 57) 明治期の畑地等級は低く、中須川地区の一部を除く大半が10等以下であった。これに対し穴部、桜沢地区は約半分が5等以上であった。
- 58) 『両神村史 史料編4』, 463~485。
- 59) 『両神村史 史料編4』, 460~463。
- 60) 出浦家文書。
- 61) 現在は正月向けに出荷している。薄地区では1960年代まで、1本の縄に麻の葉で柿を20個ぬいつけ干していたが、現在では防カビのためビニール紐の両端に柿のヘタを結びつけて干している。
- 62) 八木橋伸浩(1986):秩父郡における近世後期の香具師集団、地方史研究協議会編『内陸の生活と文化』, 雄山閣, 248~278。
- 63) 平野 綏(1990):『近代養蚕業の発展と組合

- 製糸』，東京大学出版会，119～134。
- 64) 薄地区においては，明治11年(1878)においてすでに薄村製糸社という器械製糸場が設立されていたが，明治13年(1880)にはすでに閉鎖された。秩父郡においては明治10年代この他，皆野竜門社，上吉田竜門社等いくつかの共同揚返場が開かれるが，成功には至らなかった。また，改伸社は明治38年前後には全県的に発展しつつあったが，その後群馬県の組合製糸に押されていった。
- 65) 明治33年および昭和12年の秩父織物同業組合の組合員の分布をみると，秩父市域を中心とした荒川本流域に織物生産者が多く分布するのに対し，昭和初期の器械製糸工場の分布は赤平川流域および皆野町周辺に多くなっており，分化傾向が読み取れる。
- 66) 両神村域におけるコンニャク栽培は，1950年代に拡大し始め，1970年代にピークを迎えた1978年以降，栽培面積が減る傾向にあり，1985年には村全域で70haであった。桜沢地区においても同様の傾向であった。
- 67) 現在，乳牛を約50頭飼育する須川地区の酪農農家が1960年代から栽培している。
- 68) 煙草に関して，秩父地方は近世以来の伝統的なレンゲ葉の生産地であったが，霧が多く天日乾燥に障害があること，耕地面積が少く経営拡大が困難，労働力の減少などの理由により淘汰されていった(横田忠夫(1967)：「たばこ栽培地域論」，東洋経済新報社，330～332)。
- 69) 1970年農林業センサス。